

戦後日本の労働力調達の地域的展開と外国人労働者

久保, 文一

<https://doi.org/10.15017/3000296>

出版情報：経済論究. 112, pp.55-87, 2002-03-29. 九州大学大学院経済学会
バージョン：
権利関係：

戦後日本の労働力調達の地域的展開と外国人労働者

久 保 文 一

目次

- I はじめに
- II 労働力調達の地域的展開と外国人労働者
 - 1. 労働力調達の地域的展開：4つの類型
 - 2. 外国人労働者の移動に関する分析枠組みの検討
- III 日本における外国人労働者の就業構造
 - 1. 外国人労働者の就労状況
 - 2. 外国人労働者の就労経路
- IV 外国人労働者の移動要因
 - 1. 移動要因：プッシュ要因，プル要因，結合要因
 - 2. 第IV類型の本質
- V おわりに

I はじめに

戦後日本において、地域間労働力移動が脚光を浴びた時期は1950年代、60年代であり、とりわけ非三大都市圏から三大都市圏への大規模な労働力移動に関心が集まった。その理由は、いわゆる農村から都市への大規模な労働力移動が、農村部での過疎問題、都市部での過密問題という社会問題の引き金であったからにほかならない。だが、1970年代後半以降、非三大都市圏から三大都市圏への大規模な労働力移動がしだいに収束するにつれて、地域間労働力移動が大々的に議論されることも少なくなってきた。このような中で1990年代頃から、地域間労働力移動の「新しい形態」に再度社会的関心が向けられた。それは、日本への外国人労働者の移動である。

近年、急激な経済活動のグローバル化に伴い、財・サービスの広域的な移動が常態化しているとともに、国境を越えた労働者の移動も進展している。これに伴って、就労実態を中心にして数多くの詳細な分析がなされてきた。しかしながら、これら就労実態調査の多くが、日本における外国人労働者の一部を対象にしたものであって、日本における外国人労働者の全体の属性がどのようなものであるのかについての包括的な分析が少ない。そこで本稿では、日本における外国人労働者全体の就業構造を明確化し、その特徴づけをおこなうことを第一の課題とする。

また、外国人労働者の移動要因についても、外国人労働者の就業構造と関連づけて十分に議論が展開されているとはいえない。そこで外国人労働者の移動要因を整理し、外国人労働者の移動の本質がどこにあるのかを明確化することを第二の課題とする。

II 労働力調達の地域的展開と外国人労働者

1. 労働力調達の地域的展開：4つの類型

資本主義経済は、非資本主義的生産部門から資本主義的生産部門への労働力の追加的編入によって絶えず拡張を遂げてきた。生産量を拡大するだけでなく、消費量を拡大する意味においても、このことは非常に重要である。賃金労働者の増加によって消費市場が拡大し、さらに生産が拡大するという経済成長の好循環が生み出されるからである。この経済成長過程が、戦後日本において農民層の賃金労働者への転化によって、その後、日本企業の海外進出及び国内への外国人労働者の導入という新しい形態を取りながら絶えず繰り返されてきたのである。労働の質労働への転化は、経済成長のための源泉であり続けている。

この節では、日本における外国人労働者の増加＝日本への外国人労働者の移動を、戦後日本の労働力調達の一形態としてとらえ、労働者の地域間移動および工場立地展開の4類型のなかの一つの類型として概念化することを試みる。非資本主義的生産部門から資本主義的生産部門への労働力の追加的編入＝労働力調達は多様な空間的形態をとって現象してきた。外国人労働者の移動は、その一類型に過ぎない。このことを現実を追ってみたい。

表1は、日本国内に立地する企業および海外現地法人における雇用者数の推移をみたものである。これは、日本企業が調達した労働力全体を示すとともに、その労働力調達過程がいかなる地域的展開をとるものであったのかを示している。まず、国内で調達された労働力＝「日本国内における雇用者」と海外で調達された労働力＝「海外における雇用者」との2つに区分した。

前者の「日本国内における雇用者」全体を示す数字は、「1 日本国内の雇用者数」であり、このうちの外国人労働者数が「2 日本国内における外国人労働者数」である。「1 日本国内の雇用者数」については、いわゆる農民層が追加的な労働力としてどのように組み込まれてきたかということを大まかにとらえることを意識して、ここではさらに「三大都市圏における雇用者数」と「非三大都市圏における雇用者数」との二つに区分している。後者の「海外における雇用者」全体を示す数字は、「3 海外現地法人の従業員数」であり、このうちの外国人労働者数が「4 海外現地法人の外国人従業員数」である。

続いて、表1から「I 三大都市圏における製造業雇用者数」、「II 非三大都市圏における製造業雇用者数」、「III 海外現地法人（製造業）の外国人従業員数」、「IV 日本国内における外国人労働者数」の4つを取り出し、これら製造業雇用の増加率を相互比較したものが図1である。このなかで最も増加率の高い労働者グループに着目すると、1955年から1995年までの間で「I」→「II」→「III」→「IV」と推移していることが明らかである。

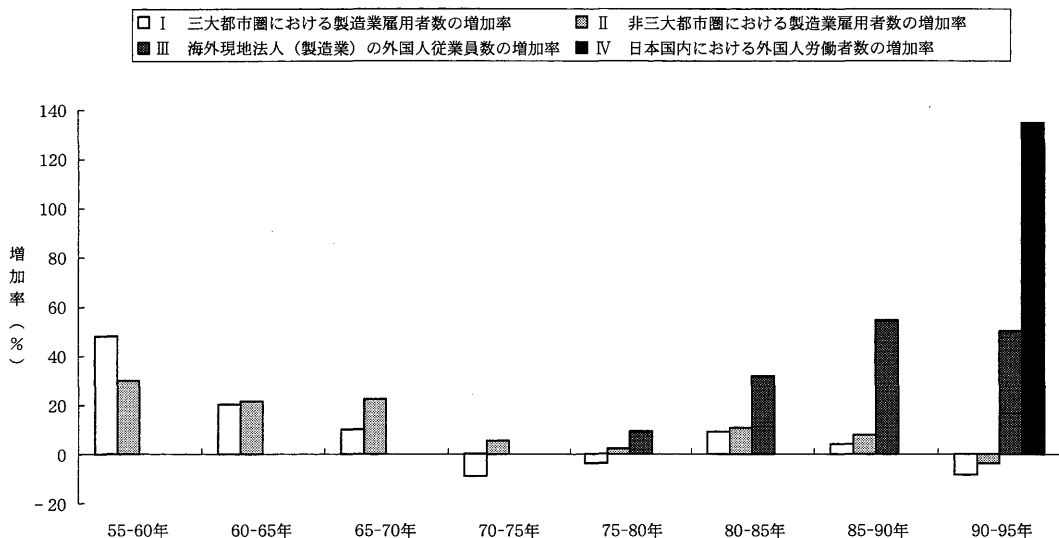
1955年から1960年にかけて製造業雇用は、三大都市圏で最も増加したのであり、1960年から1965年にかけて三大都市圏での増加率と非三大都市圏での増加率がほぼ拮抗し、続いて1965年から1970年にかけて非三大都市圏での製造業雇用の増加率が三大都市圏の増加率を上回るようになり、そして1970年から1975年にかけては、非三大都市圏での製造業雇用の増加率が石油危機の影響を受けながらもプ

表1 日本国内に立地する企業および日本企業の海外現地法人における雇用者数の推移

	単位：万人									増加率 (%)							
	1955年	1960年	1965年	1970年	1975年	1980年	1985年	1990年	1995年	55-60年	60-65年	65-70年	70-75年	75-80年	80-85年	85-90年	90-95年
日本国内における雇用者																	
1 日本国内の雇用者数	1,783	2,277	2,789	3,214	3,460	3,744	4,130	4,525	4,829	27.7	22.5	15.2	7.7	8.2	10.3	9.6	6.7
（うち製造業雇用者数）	568	791	955	1,094	1,059	1,047	1,148	1,213	1,137	39.3	20.7	14.6	-3.2	-1.1	9.6	5.7	-6.3
(1のうち)三大都市圏における雇用者数	844	1,147	1,464	1,660	1,742	1,849	2,091	2,327	2,463	35.9	27.6	13.4	4.9	6.1	13.1	11.3	5.8
（うち製造業雇用者数）	329	487	585	643	584	562	612	636	582	48.0	20.1	9.9	-9.2	-3.8	8.9	3.9	-8.5
(1のうち)非三大都市圏における雇用者数	938	1,130	1,325	1,554	1,718	1,895	2,039	2,198	2,366	20.5	17.3	17.3	10.6	10.3	7.6	7.8	7.6
（うち製造業雇用者数）	234	304	369	451	475	485	536	577	555	29.9	21.4	22.2	5.3	2.1	10.5	7.6	-3.8
2 日本国内における外国人労働者数	-	-	-	-	-	-	-	26	61	-	-	-	-	-	-	-	134.6
海外における雇用者																	
3 海外現地法人の従業員数	-	-	-	16	64	72	106	155	233	-	-	-	300.0	12.5	47.2	46.2	50.3
（うち製造業従業員数）	-	-	-	-	56	61	80	124	185	-	-	-	-	8.9	31.1	55.0	49.2
4 海外現地法人の外国人従業員数	-	-	-	14	63	70	103	151	228	-	-	-	350.0	11.1	47.1	46.6	51.0
（うち製造業従業員数）	-	-	-	-	55	60	79	122	183	-	-	-	-	9.1	31.7	54.4	50.0

注1) 「1 日本国内の雇用者数」は、従業上の地位による分類項目「雇用者」の数値である。「雇用者」には官公庁に雇用されている人も含まれている。
 注2) 「2 日本国内における外国人労働者数」の中には、いわゆる「在日韓国・朝鮮人」は含まれていない。役員を含む。
 注3) 「2 日本国内における外国人労働者数」は、不法就労者数を含むため「1 日本国内の雇用者数」の完全な内数ではない。
 注4) 「4 海外現地法人の外国人従業員数」は、「3 海外現地法人の従業員数」の内数である。管理者を含む。
 注5) 後に利用する資料との整合性を保つために、ここでは三大都市圏・非三大都市圏を以下のように定義している。
 三大都市圏＝東京圏、名古屋圏、大阪圏。
 東京圏＝埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県。
 名古屋圏＝岐阜県、愛知県、三重県。
 大阪圏＝京都府、大阪府、兵庫県、奈良県。
 非三大都市圏＝その他の道県。
 注6) 数値不明の場合、表中には「-」と記述した。
 出所) 「1 日本国内の雇用者数」は、総務庁統計局「国勢調査報告」各年版を、「2 日本国内における外国人労働者数」は労働省職業安定局外国人雇用対策課資料を、「3 海外現地法人の従業員数」および「4 海外現地法人の外国人従業員数」は、通商産業大臣官房調査統計部企業統計課・通商産業省産業政策局国際企業課編『我が国企業の海外事業活動』各年版、通商産業省産業政策局国際企業課編『海外投資統計総覧（第5回）』1994年をもとに筆者作成。

図1 日本国内に立地する企業および日本企業の海外現地法人における雇用者数の増加率の推移（製造業）



注) 1990年から1995年において、日本国内における外国人労働者数全体のうち製造業に従事している外国人労働者も同様の増加率を示すと考えられる（III章を参照されたい）。

出所) 表1より筆者作成。

ラスを示す一方で、三大都市圏での製造業雇用の増加率がマイナスに転じた。1975年から1980年にかけて、もう一つ新しい局面が付け加わる。製造業を営む日本企業の海外現地法人は、海外で外国人労働者を組み込みはじめ、1980年から1985年にかけて、続いて1985年から1990年にかけて日本国内での製造業雇用の増加率を上回るペースで海外での製造業雇用を着実にのばしていった。1990年から1995年にかけて、さらに新たな局面をむかえる。日本国内での外国人労働者の雇用が、4つの労働者グループのなかで最も高い増加率を示したのである。

すなわち、増加率でみる限りにおいては、日本企業の労働力調達における重心が、まず国内の三大都市圏の労働者に、続いて非三大都市圏の労働者に、さらには、海外における外国人労働者に、そして最後には、国内における外国人労働者にシフトしてきていることがわかる。

この増加率のシフトはいかなる要因によって生じているのであろうか。ある空間的範囲（地域）において雇用が増加するケースを以下の4つのケースに分類可能である。

- (1) 当該地域内に立地していた企業が、当該地域内に居住していた労働者を追加的に雇用した場合（企業の立地点、労働者の居住地ともに変更がない場合）
- (2) 当該地域内に立地していた企業が、当該地域外に居住していた労働者を追加的に雇用した場合（企業の立地点に変更はないが、労働者の居住地の変更がある場合）
- (3) 当該地域内に立地移動してきた企業が、当該地域内に居住していた労働者を追加的に雇用した場合（企業の立地点に変更があるが、労働者の居住地の変更がない場合）
- (4) 当該地域内に立地移動してきた企業が、当該地域外に居住していた労働者を追加的に雇用した場合（企業の立地点、労働者の居住地ともに変更がある場合）

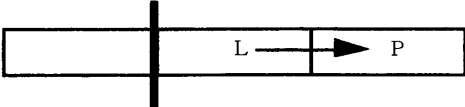
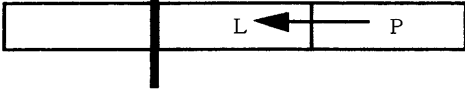
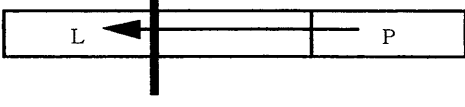
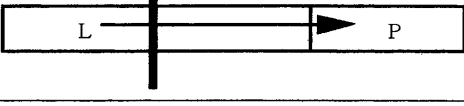
現実の雇用増加は、これら4つのケースの多様な組み合わせの結果生じているであろう。しかしながら、ある空間的範囲での雇用の増加が、ある一定の類型に従えば従うほど、一つの大きな波となって現象し、全体としての労働者の空間的分布を大きくぬりかえるのであり、戦後日本においてしばしばこのようなことがありえたのである。すなわち労働者の増加率の高い地点が、「Ⅰ」→「Ⅱ」→「Ⅲ」→「Ⅳ」とシフトしてきた背景には、大規模な労働者の地域間移動あるいは工場の地域的配置の再編という現象がそれぞれに対応してみられたのである。

図2は、現象のみられた時間的継起の関係を意識しながら、そのときどきに現れた顕著な特徴によって戦後日本の労働者の地域間移動および工場の立地展開を大きく4つに類型化したものである。第Ⅰ類型は、1950年代後半から1960年代前半にかけて特に顕著にみられた、非三大都市圏から三大都市圏への労働者の移動をとらえたものである¹⁾。第Ⅱ類型は、1960年代後半から1970年代前半に特にみられた、非三大都市圏における工場立地の増加をとらえたものである²⁾。地域間移動の形態のみに着目する

1) 第Ⅰ類型については、「三大都市圏の転入超過数」によっておおそ把握可能である。1955年から三大都市圏の転入超過数が急増し、1961年に65万人を数え、ピークに達する。以後1969年まで毎年40万人以上の転入超過を記録するが、そこから急減し、1976年には1万人の転出超過に転ずる（総務庁統計局『住民基本台帳人口移動年報』1997年版）。

2) 第Ⅱ類型については、「工場立地総件数に占める非三大都市圏での工場立地件数の割合」によって、おおそその把握が可能である。1969年にその割合は58%であったが、1973年まで急激に高まり、約80%を占めるに至った。以後この値は、ほぼ一定である（通商産業省環境立地局『工場立地動向調査結果集計表』より通商産業省が作成した資料を参照した）。

図2 戦後日本の労働者の地域間移動および工場の立地展開の4類型

類型	現象および時期区分	労働者の地域間移動および工場立地展開の模式図 (工場:P 労働者:L)
第Ⅰ類型： Intranational labour to capital	〈1950年代後半～1960年代前半〉 非三大都市圏から三大都市圏への労働者の移動	海外 国境 日本国内 非三大都市圏 三大都市圏 
第Ⅱ類型： Intranational capital to labour	〈1960年代後半～1970年代前半〉 非三大都市圏における工場立地の増加 (総立地件数に占める非三大都市圏の割合の上昇)	海外 国境 日本国内 非三大都市圏 三大都市圏 
第Ⅲ類型： international capital to labour	〈1970年代後半～1980年代後半〉 日本企業の海外現地法人(製造業)の増加	海外 国境 日本国内 非三大都市圏 三大都市圏 
第Ⅳ類型： international labour to capital	〈1990年代前半～〉 海外から日本国内への外国人労働者の移動	海外 国境 日本国内 非三大都市圏 三大都市圏 

注) 第Ⅲ類型における「現地法人」とは、海外子会社と海外孫会社を総称したものである。海外子会社とは、日本側出資比率が10%以上の外国法人を指し、海外孫会社とは、日本側出資比率が50%超の海外子会社が50%超の出資を行っている外国法人を指している(通商産業大臣官房調査統計部企業統計課・通商産業省産業政策局国際企業課編, 1998, p. 1)。本稿では、製造業「現地法人」の場合に限って、工場の海外立地展開として捉えている。
出所) 筆者作成。

ならば、この第Ⅱ類型は、第Ⅰ類型が反転したものとしてみる事ができる。第Ⅲ類型は1970年代後半から1980年代後半にかけてみられた、製造業を営む日本企業の海外現地法人数の増加をとらえたものである³⁾。この第Ⅲ類型の地域間移動の形態に着目すると、第Ⅱ類型で示された工場立地が国内にとどまらず海外にまで展開したものとしてみる事ができる。そして最後に第Ⅳ類型は、1990年代前半から特に顕著であった海外から日本国内への外国人労働者の移動をとらえたものである⁴⁾。この第Ⅳ類型も、地域間移動の形態に着目すれば、第Ⅲ類型が反転したものとしてみる事ができる。

このような4つの類型は、労働力調達において“capital”か“labour”の立地移動をともなう“capital to labour”か“labour to capital”のいずれかのパターンが、国内的または国際的に現象したものとして概念化することができる⁵⁾。つまり戦後日本においては、“intranational labour to capital”→“intranational capital to labour”→“international capital to labour”→“international labour to capital”という労働力調達類型の転換が、労働力調達の地域的展開を示す一つの経路であった。

以上、4つに類型化した戦後日本の労働者の地域間移動および工場の立地展開それぞれについて、膨大な研究蓄積が存在する。

第Ⅰ類型について分析した内藤博夫(1977)は、工業労働力の地域間移動が工業労働力の地域的分布の変化をもたらす、という本稿とほぼ同一の視点から製造業に就職した新規卒学生の地域間移動をとらえ、三大都市圏が「それぞれの労働市場圏をもちながら労働力の調達を行っている」(内藤, 1977, p. 257)ことを明らかにしている。また、猿渡潔枝(1997)は、新規高卒就職者の地域間移動に着目して、労働者の地域間移動の変化を時系列的に分析し、1980年代頃から地域間移動が沈静化し、地方圏内での移動が高まっていることを明らかにしている。またこの研究のなかで、1965年における「高卒就職者全体の36.4%が製造業に就職した一方で、県外就職者の49.6%が製造業に就職しており、高度経済成長期の移動において、製造業への就職が一つの誘因」(猿渡, 1997, p. 77)となっていたことが指摘されている。

第Ⅱ類型を分析した末吉健治(1991)は企業内地域間分業⁶⁾の視点から最上地域に展開した衣服工業を実証的に分析し、1970年代以降、アパレル卸商がそれまでの外注依存型の体制から脱却し、自ら「自家工場」を建設し、量産体制に備える動きに平行して、衣服工業の地方分散が生じたことが指摘されている。このアパレル卸商は、当該地域に分工場を設立し、そこで技術指導を行いながら地元企業を育成しつつ、傘下に組み込むかたちで階層的な生産体制をとっている。ここでの「地元企業は、アパレル卸商との工賃決定、受注形態において経済的に極めて弱い立場」(末吉, 1991, p. 72)にあり、そのため地元企業はその存立基盤を低賃金労働力＝農家世帯の女子労働力に依存せざるを得ないことが指摘されている。女子労働力の利用においては「地元企業では地縁関係による雇用が多く、相対的に

3) 第Ⅲ類型については、「日本企業の海外現地法人数の推移」によって把握可能である。1970年から1995年までの製造業を営む現地法人数をみると、1973年に対前年比89%の増加を示し現地法人数は1500社を数えた。その後着実に増加し、1984年に2000社を超え、1995年には5243社を数えるに至っている(通商産業大臣官房調査部企業統計課・通商産業省産業政策局国際企業課編『我が国企業の海外事業活動』各年版)。

4) 第Ⅳ類型については、以降を参照されたい。

5) “capital to labour”, “labour to capital”という用語については、森田(1997)を参照した。

6) 企業内地域間分業の企業内という概念には、大手メーカーをはじめ、その系列・グループ企業群、さらにはその傘下にある下請企業群までを含んでいる。

低賃金であっても労働力を確保」(同上, p. 74)でき、経営者に対する信用から転職回数が極めて低いなど、第Ⅱ類型の存立基盤＝域内での労働力再生産条件を明確にした研究であるといえる。友澤和夫(1989)は、「非自立的産業」⁷⁾の展開という視点から天草地域に立地している諸産業をとりあげ、賃金を含めた労働条件を調査し、地域労働市場全体のメカニズムとその問題点を明らかにした。「非自立的産業」では、労働条件が一般的に劣悪であり、天草地方の労働市場が中・南九州のなかでも極めて低位な位置づけにあることが確認される。よって新規学卒者にとっては魅力のない職場と映り、域外へ流出していることが指摘されている。つまり天草地域の労働市場では、末吉の分析結果とは逆に、労働力再生産を域内で維持できず、労働力流出を結果しているのである。第Ⅱ類型と第Ⅰ類型との関連を射程におさめた研究であるといえよう。

第Ⅲ類型を分析した鈴木洋太郎(1997)は、日本企業の海外進出を、効率的な生産配置をねらった「企業内地域分業」という側面と、現地市場をねらった「市場圏分割」という二つの側面からとらえている。特に日本電機産業のアジア進出について、「基本的には、アジア諸国の低賃金労働力の存在などのコスト上のメリットを求めて推進されている」(鈴木, 1997, p. 54)が、海外現地法人の高いコスト競争力は、単純に労働コストの低さという点のみから説明しうるものではなく、「2シフト化や自動化等による生産体制の強化や現地部品の積極的な調達といった現地の立地条件にマッチした経営戦略」(同上, p. 54)によるものであるとしている。第Ⅲ類型である製造業を営む日本企業の海外現地法人数の増加を、一概に労働力調達の側面から把握するのは困難である。しかしながら、表1が示すように海外現地法人の外国人従業員数の高い伸びは、日本企業が追加的な労働力を継続的に確保しているという事実を否定するものではない。

第Ⅳ類型を分析した千葉立也(1994)は、「外国人労働者の雇用は、日本国内における『単純労働』分野の労働力不足が深刻化したことに対応したもの」(千葉, 1994, p. 11)であり、従来から日本に存在する不安定な労働市場と関連づけながら、「日系人労働者が日本の基幹産業(自動車など)の労働力需給の調節弁として組み入れられるとともに、アジア人など資格外労働者は最も権利の弱い労働者として、重層的下請構造の末端を担う低賃金労働力として構造的に組み入れられるに至った」(同上, p. 12)とまとめている。

以上から明らかのように、戦後日本において、企業の労働力調達のあり方の変化にともなって、4つの類型で示される大規模な労働者の地域間移動および工場の立地展開が生じた。1955年から1995年までの40年間で大きく二分するならば、前半において日本企業はいわゆる農民層を追加的労働力として中心的に組み込み、後半においては、諸外国をも労働力供給地として位置づけ、海外に生産拠点を設けて外国人労働力を調達するばかりでなく、国内に外国人労働力を輸入するという形態をとりつつ追加的労働力を確保してきた、とまとめることができよう。

しかしながらこれまで、これら4つの類型で表される労働者の地域間移動および工場の立地展開について、第Ⅰ類型は労働者の地域間移動論として、第Ⅱ類型は地域労働市場論として、第Ⅲ類型は多

7) 「非自立的産業」=「資本と技術および意志決定を域外に委ねながら、利潤の自己蓄積も許されない産業」(友澤, 1989, p. 22)として定義されている。ここでは、天草地方の真珠養殖業、女子雇用型製造業、建設業がその範疇に含まれている。

国籍企業論として、第Ⅳ類型は外国人労働者問題として、それぞれが別個の研究領域を形成してきたように思われる。つまり類型間の関係、およびその転換の論理をとらえた研究があまり多くないと思われるのである。

このような問題意識のもと、私が以降で明らかにしたいのは、まさにこれら類型間の関係性についてである。この類型間の関係性をとらえることを通じて、日本企業の労働力調達空間的なあり方の変化をとらえること、これが本稿の最も重要なテーマである。以降では、これら4つの類型のなかで、今日とりわけその雇用の重要性が高まりつつある、日本における外国人労働者に焦点を当てて分析していくことにする。

2. 外国人労働者の移動に関する分析枠組みの検討

外国人労働者の移動に関する研究において、サスキア・サッセン(1992)と吉田道代(1992)は先に述べた4つの類型間の関係、およびその転換の論理をフレームワークに組み込んだ注目すべき研究である。

サッセン(1992)は、「移民ないし国際労働力移動は、たまたま起こるのではない。それは作り出されるのである」(サッセン, 1992, p. 1)と「日本語版への序文」の冒頭できりだす。それでは、いかにして国際労働力移動は「作り出される」のであろうか。

サッセン(1992)の議論は、これまでの国際労働力移動の分析枠組み=プッシュ・プル理論に対する批判的検討をその出発点とする。プッシュ・プル理論では、移民を引き起こす要因として、移民送り出し国での「貧困、過剰人口、停滞的経済」といったプッシュ要因、移民受け入れ国での「多くの仕事口、高賃金」といったプル要因を指摘しうるものの、なぜ国際労働力移動がある時点から急激に発生するのか、また、なぜ国際労働力移動がある特定の国と特定の国との間に発生するのか、という論点については説明できないと批判する。このような論点に解答をあたえるためには、プッシュ要因・プル要因が特定の国と国との間で作用し始めるための「他の諸条件の存在」(同上, p. 3)を分析する必要がある、と論じる。つまり、プッシュ要因をかかえる多数の国とプル要因をかかえる多数の国が同時的に存在するだけでは、国際労働力移動は発生しえず、プル要因をかかえる特定国とプッシュ要因をかかえる特定国との間に「風穴を開けるパイプ」が用意されなければ、プッシュ・プル作用自体が生じないというのである。

サッセン(1992)は、「風穴を開けるパイプ」として「紐帯」という概念を導入する。そして、現代の国際労働力移動を規定する最も重要な「紐帯」として「生産の国際化」=海外直接投資を強調する⁸⁾。

それでは、海外直接投資がどのようなメカニズムで移民の流出を促進するとしているのであろうか。サッセン(1992)は、海外直接投資の二つの役割について言及する。

海外直接投資の二つの役割のうちの一つは、投資受け入れ国の「伝統的労働構造(traditional work structures)」を解体することであり、もうひとつは、投資受け入れ国と投資国との間の「客観的および

8) 特に、ラテンアメリカおよびカリブ海地域での商業的農業の展開と、東南アジアおよびカリブ海地域における輸出指向型製造業の展開に重点を置いている。

びイデオロギー的紐帯 (objective and ideological linkages)」（同上，pp. 30-31）を形成することである。

「伝統的労働構造」とは、基本的には、「賃金労働ではない就業構造」（同上，p. 45）を意味しており、ここではその具体的例として、自給自足的な農業や「家庭内消費あるいは地域市場向けの家庭内生産 (household production)」（同上，p. 45）があげられている。そして、このような「伝統的労働構造」の解体は、「まず第一に、直接的に、たとえば商業的農業における大規模雇用をつうじて、あるいはまた間接的に、すなわち商業的農業による小農民の駆逐にもとづく農村から都市への労働力移動をつうじて、生計維持的活動に従事していた働き手を賃金労働者へと転化していく過程」（同上，p. 44）で、そして「第二に、外国企業の工場、とりわけ輸出加工区における世界市場工場の労働者調達活動によって、若年女性を賃労働に大規模に引き入れていく過程」（同上，p. 44）で生じる。

海外直接投資のもう一つの役割である「客観的およびイデオロギー的紐帯 (objective and ideological linkages)」の形成とは、(a)外国資本の現地工場の立地展開を通じて先進国と第三世界諸国との間に生産活動のつながりが形成されること、(b)欧米型の生活様式の浸透を通じて第三世界諸国の人々のあいだに先進国との文化的つながりが形成されること、(c)外国資本の現地工場で生産活動に携わることを通じて第三世界諸国の人々のあいだに先進国に対する意識のつながり⁹⁾が形成されることを意味する。

海外直接投資は、一方では「伝統的労働構造の解体」を引き起こすことを通じて農民を賃金労働者へと転化し、土地から分離させる。この過程は、長期間雇用される賃金労働者の創出に寄与するといふよりも、むしろ比較的短期間で解雇される賃金労働者の創出でしかなく、結果として失業者プールを増大させる。すなわち海外直接投資が、プッシュ要因を強める方向に作用する。他方では、賃金労働者に転化した現地の人々が、外国資本の現地工場に雇用されることを通じ、また第三世界に海外製品があふれることも手伝って、アメリカナイズされ、意識におけるアメリカとの距離が非常に小さくなる。つまり第三世界の人々と合衆国との間の「紐帯」という名のパイプの形成を促進する。このようにして海外直接投資は「潜在的移民の貯水池の形成と、そして同時に、実際の選択としての移民の発生とをもたらす」（同上，pp. 48-49）のである¹⁰⁾。つまり、サッセン (1992) における国際労働力移動の発生メカニズムを図式的に示すとすれば、第三世界への海外直接投資の増大→「伝統的労働構造の解体」および「紐帯」の形成→移民の流出ということになる。さらに先ほどの類型を用いてこの図式を簡略化すると、第Ⅲ類型→第Ⅳ類型という図式で整理できる。

9) この意識における先進国とのつながりに関して、サッセンは以下のように述べている。「輸出製造業や関連サービス業で雇用されている労働者は、外国向けの商品やサービスのために自らの労働を使っているのである。何年たとうと、毎日毎日、こうした肉体労働者やサービス労働者はアメリカ合衆国や西ドイツ、日本の需要を満たす活動に従事している。言い換えれば、自分の国よりもはるかに高い水準にまで発展した国の国民や企業のためにモノを作っているのである。したがって、こうした労働者は、既開発国でも自分の労働力を有効に使えんと考えていることが推論しうる」（サッセン，1992，p. 168）。

10) 「だが、以上のような過程は高度に媒介的なものである。そしてこの場合、外国直接投資は移民を引き起こす原因というのではなく、移民がひとつの選択として現れるような特定の条件を生み出す構造を形成しているのである。さらにまた、外国企業の工場、事業所、プランテーションで実際に働いている労働者と、潜在的な移民の供給源となる人々を区別することが重要である。これらの人々は、しばしば同じ個人ではない」（サッセン，1992，p. 47）と一定の留保条件をつけ加えている。

さて、サッセン（1992）は、以上のような第三世界における国際労働力移動の発生メカニズムを指摘した後、視点を移民受け入れ国＝アメリカ合衆国に移す。国際労働力移動に関わる合衆国内のプル要因として、サッセン（1992）が重視しているのは、合衆国内の労働力需要構造と労働力供給構造の二つの側面における変化である。労働力需要構造の変化とは、主要都市（特に、ニューヨークとロサンゼルス）の「世界都市化」にともなう「低賃金サービス職種」と「下級製造業部門」¹¹⁾の増大であり、労働力供給構造の変化とは、1960年代以降の低賃金労働力の国内供給源の縮小である。

まず「低賃金サービス職種」と「下級製造業部門」の増大という労働力需要構造の変化についてみていきたい。製造業の国内および海外低開発地域への移転の結果、世界都市では、「広範に分散した製造業部門へサービス提供を行い、かつその経営を管理するための中心として」（同上、p. 183）中枢管理部門が集中し拡大する。そして、この中枢管理部門の拡大にともない、高度に専門化されたサービスを提供する生産者サービス部門が拡大する。この生産者サービス部門は、一方で高所得の新しい専門的・技術的労働者を生み出すと同時に、他方で、コンピューターのデータ入力作業などの低賃金サービス職種を担う労働者を大量に生み出す。また「高所得の新しい専門的・技術的労働者の生活様式に特徴的な消費構造」（同上、p. 180）に対応して、実にさまざまな消費者サービス部門¹²⁾が成長し、ここでもまた低賃金サービス職種が増大する。このように中枢管理部門の増大が、直接的にも間接的にも低賃金のサービス職種を大量に生み出す。加えて、「高度に注文生産化された製品に対する需要が増大しており、こうした動きが、小規模かつ労働集約的で手厚いサービスを提供するような事業の拡大」

（同上、p. 181）をもたらしているなかで、「下級製造業部門」は、衰退産業といわれる衣服産業と成長産業といわれるハイテク産業の両方で大量に生み出されている。以上のような移民受け入れ国側における「低賃金サービス職種」と「下級製造業部門」の増大という旺盛な労働力需要が大量の移民労働者の受け皿になる。

他方「(a)1940年代と50年代に低賃金労働力の大部分を供給した、国内の農村から都市への大規模な人口移動が終わりを迎えたこと、(b)1960年代に黒人、プエルトリコ人、チカノ（メキシコ系アメリカ人）、女性、青年といった伝統的低賃金労働者層が政治的自覚をもつようになり、それが70年代にも引き続いたこと」（同上、p. 94）という2つの事象が、国内低賃金労働力供給基盤を喪失する方向に作用した。

以上のような合衆国の労働力需要構造の変化と労働力供給構造の変化の双方が、新しい低賃金労働力供給基盤としての移民労働者を不可欠とするに至る。このように、合衆国における労働力需要構造・供給構造の変化が、ますます第三世界からの移民の流出を結果するのである。

ここで議論をまとめたい。サッセン（1992）は移民送り出し国と移民受け入れ国の両方を巻き込んで展開している世界的分業構造の変化＝「世界的次元での資本の再構成」（同上、p. 85）という文脈の中に国際労働力移動を位置づける。「世界的次元での資本の再構成」の一方の側面である海外直接投資

11) 「下級製造業部門という用語を、次の二つのこと、すなわち古い産業の格下げつまり、労働組合の存在する工場をスウェット・ショップや下請け家内労働に置き換えることと、新産業、とくに、高度技術分野における、低賃金で発展性のない産業現場職種の拡大とをさすために用いる」（サッセン、1992、pp. 51-52）。

12) ここでは、例として「住居用ビルの使用人、特製品やグルメ料理の店向けにサービスや財を生産する労働者、犬の散歩代行業、使い走り、さまざまな種類の清掃人」（サッセン、1992、p. 201）などが挙げられている。

によって「つくりだされる移民」と、「世界的次元での資本の再構成」のもう一方の側面である合衆国内（特に世界都市）で大量に生み出される新しい低賃金職種、この二つが結びつけられる過程を体系的に論じているのである。よって、サッセン（1992）においては、国際労働力移動は海外直接投資によって不可避に発生する現象としてとらえられている。言い換えれば、第Ⅲ類型の中に第Ⅳ類型への転換の論理が内在的に組み込まれているとみている。

吉田（1992）は、岐阜県可茂地域を対象に、当該地域で日系人労働者の雇用が拡大したメカニズムを実証的に明らかにしている。この実証的研究から読みとれる吉田（1992）の論理構成を要約しよう。

岐阜県可茂地域に対して労働力を供給する地域は大きく2つであり、一つは「当該地域を中心とする近接地域」、もう一つは「遠隔地域」である。「当該地域を中心とする近接地域」に関しては、もともと名古屋の通勤圏にあるため工業労働力の確保が困難であり、そのため、「遠隔地域」からの短期契約社員（季節社員）の採用によって雇用調整がおこなわれてきたのだが、「電気機械、輸送用機械などの業種が生産拠点を九州、北海道に設置するようになり、遠隔地域からの労働力補充」（吉田，1992，p. 62）も困難になる。そして、労働力供給地域を失った企業は、「派遣業者への依存を高めていく」（同上，p. 63）。派遣業者も同時期、派遣依頼件数、派遣人数が増加し「日本人労働者のみでは対応できなくなった」（同上，p. 63）ため、日系人労働者を雇用し、当該地域に派遣するという構造が形成されていった、とまとめることができる。

この構図を図式的に示すとすると、「電気機械、輸送用機械などの業種が生産拠点を九州、北海道に設置」（非三大都市圏での工場立地の増加）→非三大都市圏からの労働力供給の減少→岐阜県可茂地域（三大都市圏）での労働需給の逼迫→派遣業者への依存の高まり→派遣業者においても日本人労働者の確保が困難→日系人労働者を雇用ということになる。さらに類型を用いて簡略化すると、第Ⅱ類型→第Ⅰ類型の減少→第Ⅳ類型という図式に整理できる。

ここで、第Ⅱ類型→第Ⅰ類型の減少→第Ⅳ類型という図式を一般化して説明しておきたい。非三大都市圏での工場立地の増加が、非三大都市圏内部での雇用機会の増加をもたらすことによって、非三大都市圏から三大都市圏への労働力移動を抑制する作用を及ぼす。このため、非三大都市圏から三大都市圏への労働力移動によって労働力を調達してきた企業では労働力供給の不足が生じ、この不足を埋めるために国際労働力移動が発生するという図式を、われわれは見いだすのである。

以上のように吉田（1992）は、出稼ぎ形態での非三大都市圏から三大都市圏への労働力移動の代替として国際労働力移動が発生するとみている。この説明は、サッセン（1992）の「合衆国内の労働力供給構造の変化」を日本に即して考察する際に有効であろう。

日本への外国人労働者の移動を示す図式として、これらの枠組みをどのように日本の現状に適用することができるであろうか。このことを確認するためには、まずもって日本における外国人労働者の現状分析が必要となる。よって以下では、外国人労働者の就労状況および就労経路を中心として現状を把握し、後にこのことについて検討したい。

III 日本における外国人労働者の就業構造

1. 外国人労働者の就労状況

この節の目的は、これまで不明確だった日本における外国人労働者全体の就労状況を明らかにすることである。外国人労働者の基本的属性—主としてどのような業種・職種に就き、どのような従業員規模の企業に雇用されているのか、どのような地域で就労しているのか、そして国籍はどこか—に着目して、外国人労働者全体の就労状況を様々な統計資料を用いて、できる限り正確にとらえることにする。

さて、日本における外国人労働者と一口にいても、その構成はきわめて多様である。それは外国人労働者に対する法律・制度・政策がかなり複雑に展開してきたことに関係している。日本における外国人は、原則として「出入国管理及び難民認定法」（以下「入管法」という）で定められている在留資格の範囲内において国内での活動が認められ、これに対応して、各在留資格ごとに就労可能な範囲が明確に規定されている¹³⁾。このため、厚生労働省職業安定局外国人雇用対策課(2000)は、基本的に在留資格に対応する形で、外国人労働者を大きく5つのカテゴリーに分類している。5つのカテゴリーとは、「就労目的外国人」、「日系人等」、「特定活動」、「アルバイト（資格外活動）」、「不法就労者」である¹⁴⁾。そして、このカテゴリーごとに、多くの統計資料が存在するため、本稿においてもこの区分を踏襲して議論を進めていきたい。

それでは外国人労働者の基本的属性を明らかにする前に、外国人労働者の数を確認しておきたい。表2は1990年以降の日本における外国人労働者数の推移をカテゴリー別に示したものである。1992年から2000年まで絶対数でみると、外国人労働者数全体は約60万人から70万人前後で推移している。構成比でみると、「不法就労者」と「日系人等」が大きく、2つのカテゴリーで全体の外国人労働者全体の約3分の2以上を占める。「不法就労者」がほぼ一定ないし減少傾向にあり、「日系人等」はほぼ一定の傾向にある。

13) 「在留資格とは、外国人が我が国に在留して行うことができる活動又は我が国に在留することができる身分若しくは地位を類型化したもの」（労働省職業安定局外国人雇用対策課編、1998、p. 11）であり、入管法上、全部で27種類ある。これら27種類の在留資格は、就労可能な範囲によって大きく3つのグループに分けることができる。

第一に、原則として就労が認められない在留資格のグループがあり、これには「文化活動」「短期滞在」「留学」「就学」「研修」「家族滞在」の6つの在留資格が該当する。第二に、一定の範囲内でのみ就労が可能な在留資格のグループがあり、これには「外交」「公用」「教授」「芸術」「宗教」「報道」「投資・経営」「法律・会計業務」「医療」「研究」「教育」「技術」「人文知識・国際業務」「企業内転勤」「興行」「技能」「特定活動」の17の在留資格が該当する。第三に、就労活動に全く制限のない在留資格のグループがあり、これには「永住者」「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」「定住者」の4つの在留資格が該当する。

14) 先ほど27種類の在留資格を、就労可能な範囲によって大きく3つのグループに分けたが、これら3つのグループと、ここでの5つのカテゴリーとの対応関係についてふれておきたい。原則として就労が認められない在留資格のグループのうち「留学」「就学」がここでの「アルバイト」というカテゴリーに属する。一定の範囲内でのみ就労が可能な在留資格のグループのうち「教授」「芸術」「宗教」「報道」「投資・経営」「法律・会計業務」「医療」「研究」「教育」「技術」「人文知識・国際業務」「企業内転勤」「興行」「技能」がここでの「就労目的外国人」というカテゴリーに属する。また、一定の範囲内でのみ就労が可能な在留資格のグループのうち「特定活動」は、在留資格における制度上の位置づけの違いから、独立して「特定活動」のカテゴリーを形成する。就労活動に全く制限のない在留資格のグループのうち「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」「定住者」がここでの「日系人等」というカテゴリーに属する。最後に以上の在留資格とは無関係に就労活動をおこなう「不法就労者」というカテゴリーがつけ加えられる。

表2 日本における外国人労働者数の推移

	上段：実数(人) 下段：構成比									
	1990年	1992年	1993年	1994年	1995年	1996年	1997年	1998年	1999年	2000年
1. 就労目的外国人(注1)	67,983 26%	85,517 15%	95,376 16%	105,616 17%	87,996 15%	98,301 16%	107,298 16%	118,996 18%	125,726 19%	154,748 22%
2. 日系人等(注2)	71,803 28%	165,935 29%	174,904 29%	181,480 30%	193,748 32%	211,169 33%	234,126 35%	220,844 33%	220,458 33%	233,187 33%
3. 特定活動(注3)	3,260 1%	4,558 1%	5,054 1%	6,418 1%	6,558 1%	8,624 1%	12,144 2%	19,634 3%	23,334 3%	29,749 4%
4. アルバイト(注4)	10,935 4%	32,592 6%	39,299 6%	33,499 6%	32,366 5%	30,102 5%	32,486 5%	38,003 6%	46,966 7%	59,435 8%
5. 不法就労者										
うち不法残留者	106,497	292,791	296,751	288,092	284,744	282,986	276,810	271,048	251,697	232,121
うち資格外就労者	相当数	相当数	相当数	相当数	相当数	相当数	相当数	相当数	相当数	相当数
	41%	50%	49%	47%	47%	45%	42%	41%	38%	33%
合計	260,478 100%	581,393 100%	611,384 100%	615,105 100%	605,412 100%	631,182 100%	662,864 100%	668,525 100%	668,181 100%	709,240 100%

注1) 就労目的外国人とは、いわゆる「入管法」に基づく27の在留資格のうち、14の在留資格「教授」、「芸術」、「宗教」、「報道」、「投資・経営」、「法律・会計業務」、「医療」、「研究」、「教育」、「技術」、「人文知識・国際業務」、「企業内転勤」、「興行」、「技能」のいずれかを有する外国人労働者を指す。

注2) 日系人等とは、「定住者」、「日本人の配偶者等」および「永住者の配偶者等」の在留資格で日本に在留する外国人のうち、日本で就労していると推定される外国人を指す。

注3) 「特定活動」は、これ以外の26の在留資格いずれにも該当しない活動を行う外国人に対して付与される在留資格である。おもに技能実習制度やワーキング・ホリデー制度などによって入国・在留する外国人に対して付与される。

注4) アルバイトは、「留学」等の在留資格で在留する外国人がアルバイトをするために資格外活動の許可を受けた件数。

注5) 合計については、合法的な滞在期間中に許可されていない就労活動を行う、いわゆる資格外就労者数を含んでいない。

注6) 1991年については統計が存在しない。

出所) 厚生労働省職業安定局外国人雇用対策課資料をもとに筆者作成。

このように「不法就労者」と「日系人等」の二つのカテゴリーで外国人労働者数全体の約3分の2以上を占めており、彼らの基本的属性が「外国人労働者全体」の基本的属性を左右することになる。しかしながら、ここでは外国人労働者全体の就労状況を明らかにすることに重点があるため、以下ではこの5つのカテゴリー区分に沿って基本的属性をより詳しくみていくことにする¹⁵⁾。

「就労目的外国人」

「就労目的外国人」とは、いわゆる「入管法」にもとづく27の在留資格のうち、14の在留資格「教授」、「芸術」、「宗教」、「報道」、「投資・経営」、「法律・会計業務」、「医療」、「研究」、「教育」、「技術」、「人文知識・国際業務」、「企業内転勤」、「興行」、「技能」のいずれかを有する外国人労働者の総称である。これらの外国人は、呼称の示すとおり、日本での就労を目的として入国してくる外国人とされている。

ここでは、在留資格「人文知識・国際業務」と「技術」、そして「興行」を有する外国人労働者が、「就労目的外国人」を代表するものとしてみることにする¹⁶⁾。まず最初に在留資格「人文知識・国際業

15) 本稿では5つのカテゴリー別に、いくつかの統計資料を用いて分析している。できる限り最新のデータを使って5つのカテゴリー間の相互比較を行いたかったが、1998年～2000年のデータを用いると、後でみる「日系人」の産業別構成と職種別構成および「不法就労者」の従業員規模別構成のデータがとれない。よって本稿では、1997年までのデータを用いて分析している。

16) 1990年から1997年までの間、「人文知識・国際業務」と「技術」、そして「興行」の3つの在留資格を有する外国人労働者で「就労目的外国人」の過半数を占めている。

務」と「技術」についてみていく。

『「技術」および『人文知識・国際業務』の在留資格はともに、我が国の経済社会の国際化の進展に対応し、いわゆる外国人社員を受け入れるために設けられた在留資格である。このうち『技術』の在留資格については理科系の分野の専門職や技術者を、『人文知識・国際業務』の在留資格については文科系の分野の専門職に従事する外国人及び外国人特有の感性等を活かして国際的業務に従事する外国人を受け入れるために設けられている』（法務省入国管理局編、1998、pp. 99-100）。

表 3 は、在留資格「人文知識・国際業務」および「技術」を有する外国人労働者の産業別構成を表したものである。多様な産業に分散している傾向がみられるものの、後述するこれ以外のカテゴリーの外国人労働者と比較してみると、製造業以外の業種に雇用されている割合が高い。その中では特に、「I 卸売・小売業、飲食店」で雇用されている¹⁷⁾。続いて、表 4 は、これらの在留資格を有する外国人労働者の職種別構成を表したものである。「A-20 その他の専門的職業従事者（通訳）」などの語学力を活用できる職種が上位を占める一方で、「A-06 情報処理技術者」などの専門的知識を必要とする職種もかなり多い。これに対する一つの要因として、「ソフトウェアの開発、コンピューターを利用した情報処理に係る技術者の不足、及びアジア諸国への事業拡大を行う上での商談・交渉、技術書の翻訳業務に携わる人員の不足を補うため、民間企業が工学系の修士・博士課程を卒業した優秀な留学生を採用している」（法務省入国管理局資料、平成10年7月、p. 3）ことが指摘できる。さらに、従業員規模別にみたものが表 5 である。全体の労働者の約60%が、1～299人までの従業員規模の企業で働き、全体の約40%が300人以上の従業員規模の企業で働いている。全体的にみれば、いわゆる中小企業で雇用されているといえよう¹⁸⁾。

続いて就労地域をみってみる。表 6 は、これらの在留資格を有する外国人労働者の就労地域別構成を示したものである。これによると、東京都・大阪府・愛知県で全体の約70%を占めていることがわかる。ここから、三大都市圏への地域的集中傾向が極めて高いことが指摘できる。最後に国籍別構成をみておこう。表 7、表 8 によると、中国・アメリカの2カ国で全体の過半数を占めていることがわかる。

以上、在留資格「人文知識・国際業務」と「技術」を有する外国人労働者の基本的属性をみてきた。続いて在留資格「興行」についてみてみたい。

在留資格「興行」は、そもそも「音楽家、舞踊家、俳優、サーカス団員、演芸家、プロスポーツ選手、又は演劇、演芸、演奏、スポーツ、ファッションショーその他の興行活動を行う人、さらには映画、テレビ、コマーシャル等の出演者等」（法務省入国管理局編、1998、p. 89）の活動を日本で行うことを目的とする外国人に対して付与されるものである。この在留資格「興行」は、他の在留資格に比

17) 本稿では諸資料の間の表記項目の食い違いをなくすために、業種については、総務庁統計局統計基準部『日本標準産業分類（平成5年10月改訂版）』1993年に基づいて、職種については、総務庁統計局統計基準部『日本標準職業分類（平成9年12月改訂版）』1998年に基づいて、再整理して用いている。できる限り中分類項目を用いて整理したが、資料の制約上、中分類項目まで明らかにならない場合は、大分類項目を用いた。なお、分類符号は、大分類項目がアルファベット、中分類項目が二桁の数字である。

18) 中小企業をどのように定義するかについてはここではふれない。本稿では、以下便宜的に、1～10人までの従業員規模の企業を零細企業とし、11～29人までの従業員規模の企業を小企業とする。さらに、30～299人までの従業員規模の企業を中企業とする。1～299人までの従業員規模の企業を総称して中小企業とする。

表3 在留資格「人文知識・国際業務」および「技術」を有する外国人労働者の産業別構成

	実数 (人)					構成比				
	1993年	1994年	1995年	1996年	1997年	1993年	1994年	1995年	1996年	1997年
I卸売・小売業, 飲食店	427	680	632	713	398	21%	28%	26%	24%	15%
L-82情報サービス・調査業	93	97	93	195	221	5%	4%	4%	7%	8%
その他	1,506	1,618	1,665	2,019	2,005	74%	68%	70%	69%	76%
産業計	2,026	2,395	2,390	2,927	2,624	100%	100%	100%	100%	100%

注1) ここでの外国人労働者全体の約10%は、「人文知識・国際業務」「技術」以外の在留資格を有している。

注2) 「I卸売・小売業, 飲食店」の数値は、資料の「貿易」および「飲食業」の数値を加えたものである。

注3) 「A-06情報処理技術者」の数値は、資料の「技術開発」の数値である。

出所) 法務省入国管理局資料「平成9年中における留学生等の日本企業への就職について」にもとづき筆者作成。

表4 在留資格「人文知識・国際業務」および「技術」を有する外国人労働者の職種別構成

	実数 (人)		構成比	
	1996年	1997年	1996年	1997年
A-20その他の専門的職業従事者 (通訳)	1,033	788	35%	30%
A-06情報処理技術者	377	393	13%	15%
その他	1,517	1,443	52%	55%
合計	2,927	2,624	100%	100%

注1) ここでの外国人労働者全体の約10%は、「人文知識・国際業務」「技術」以外の在留資格を有している。

注2) 「A-20その他の専門的職業従事者 (通訳)」の数値は、資料の「翻訳・通訳」の数値である。

注3) 「A-06情報処理技術者」の数値は、資料の「技術開発」の数値である。

出所) 法務省入国管理局資料「平成9年中における留学生等の日本企業への就職について」にもとづき筆者作成。

表5 在留資格「人文知識・国際業務」および「技術」を有する外国人労働者の従業員規模別構成

	実数 (人)		構成比	
	1996年	1997年	1996年	1997年
1~49人	1,038	976	35%	37%
50~99人	323	254	11%	10%
100~299人	420	359	14%	14%
300人以上	873	656	30%	25%
その他 (不詳を含む)	273	379	9%	14%
合計	2,927	2,624	100%	100%

注) ここでの外国人労働者全体の約10%は、「人文知識・国際業務」「技術」以外の在留資格を有している。

出所) 法務省入国管理局資料「平成9年中における留学生等の日本企業への就職について」にもとづき筆者作成。

表6 在留資格「人文知識・国際業務」および「技術」を有する外国人労働者の就労地域別構成

	実数 (人)		構成比	
	1996年	1997年	1996年	1997年
東京	1,586	1,336	54%	51%
大阪	291	285	10%	11%
愛知	171	145	6%	6%
その他の都道府県計	845	738	29%	28%
不明	34	120	1%	5%
合計	2,927	2,624	100%	100%

注) ここでの外国人労働者全体の約10%は、「人文知識・国際業務」「技術」以外の在留資格を有している。

出所) 法務省入国管理局資料「平成9年中における留学生等の日本企業への就職について」にもとづき筆者作成。

表7 在留資格「人文知識・国際業務」の国籍別構成

	実数 (人)					構成比				
	1993年	1994年	1995年	1996年	1997年	1993年	1994年	1995年	1996年	1997年
中国	7,010	8,422	8,596	9,623	10,476	30%	34%	34%	35%	35%
アメリカ	6,808	6,283	6,110	6,185	6,225	29%	25%	24%	23%	21%
イギリス	2,165	2,303	2,351	2,594	3,031	9%	9%	9%	9%	10%
その他	7,472	7,766	8,013	8,975	10,209	32%	31%	32%	33%	34%
計	23,455	24,774	25,070	27,377	29,941	100%	100%	100%	100%	100%

出所) 入管協会「在留外国人統計」各年版に基づき筆者作成。

表8 在留資格「技術」の国籍別構成

	実数 (人)					構成比				
	1993年	1994年	1995年	1996年	1997年	1993年	1994年	1995年	1996年	1997年
中国	5,796	6,294	6,314	7,195	8,393	58%	62%	64%	65%	65%
韓国・朝鮮	711	581	518	549	648	7%	6%	5%	5%	5%
アメリカ	624	549	505	566	620	6%	5%	5%	5%	5%
その他	2,791	2,695	2,545	2,742	3,213	28%	27%	26%	25%	25%
計	9,922	10,119	9,882	11,052	12,874	100%	100%	100%	100%	100%

出所) 入管協会「在留外国人統計」各年版に基づき筆者作成。

して外国人労働者の国籍における集中が極めて高いという特徴を有している。外国人登録者数でみると、1992年から1997年までの間、在留資格「興行」を付与される外国人労働者の80%以上をフィリピンだけで占めている。

在留資格「興行」に関しては、現在のところ、これ以上の統計資料を持ち合わせていない。だが、就労状況に関して最後に一点だけつけ加えておきたい。「『興行』の在留資格により我が国に入国した外国人は、全体の6割以上がバー、キャバレーを始めとする風俗営業店において出演し、これらのほとんどすべてが舞踊や歌謡等の公演活動に従事することを目的としているものである」(同上, p. 91)。しかしながら、「『興行』の在留資格では認められていないいわゆる『ホステス行為』に従事していた」(同上, p. 91) ケースを中心とする資格外就労の実態が指摘されている¹⁹⁾。

「日系人等」

「日系人等」とは、「定住者」、「日本人の配偶者等」および「永住者の配偶者等」の在留資格で日本に在留する外国人の総称である。これらの在留資格は、「その外国人の身分や地位に着目して分類された在留資格」(法務省入国管理局編, 1998, p. 9)であって、これら以外の在留資格が「その外国人が我が国で行う活動に着目して分類された在留資格」(同上, p. 9)である点で、大きく異なっている。このことは、彼らが活動の制限なく、すなわち就労の制限なく日本に入国・在留することができる、ということの意味する。つまり、端的に言えば、いわゆる単純労働にも合法的に従事することができるということの意味している。

産業大分類別の構成でみれば、「外国人雇用状況報告の結果について」の中で対象となった日系人労働者の約80%が製造業で雇用されている。その中で製造業について中分類までおいてみたものが表9である²⁰⁾。製造業の中では「F-31輸送用機械器具製造業」の雇用者数が最も多く、製造業雇用全体の約30%をしめ、これに「F-30電気機械器具製造業」、「F-12食料品製造業」を加えると、製造業雇用全体のほぼ60%を占めている。次に職種別構成をみてみよう。表10は、製造業に従事する日系人労働者の職種別構成をみたものである²¹⁾。職種別構成においては、極度の集中傾向を示しており、日系人労働者全体のほぼ90%が「I生産工程・労務作業者」である。さらに、表11は、日系人労働者の従業員規模別構成をみたものである。30~299人までの中企業で約60%を占めており、1~29人までの小企業に占める割合は小さい。また、300人を超える従業員規模の企業にも全体の約3分の1が雇用されている。よって従業員規模別構成から窺える日系人労働者の雇用の特徴として、零細企業ないし小企業での雇用は少ないといえる。

19) 在留資格「興行」の就労実態・就労経路を明らかにした資料は極端に少ない中、菊池(1994)は、フィリピンで現地調査を行い、来日前にはほとんど芸能活動とは縁のないフィリピン人女性が、「にわか仕立ての芸能人」としての証明書をフィリピン海外雇用庁で発行してもらい、日本で「ホステス」として就労している実態について詳しく論じている。

20) ここで用いた労働省職業安定局外国人雇用対策課資料「外国人雇用状況報告の結果について」の中に、日系人労働者自体の産業中分類別構成は表記されていない。よって製造業に従事する外国人労働者の産業中分類別構成によって代替している。ここで、製造業に従事する外国人労働者総数に占める日系人労働者の割合は、全ての年において70%以上である。

21) 表9と同様、日系人労働者自体の職種別構成は表記されていないため、製造業に従事する外国人労働者の職種別構成によって代替している。ここでは、製造業に従事する外国人労働者総数に占める日系人労働者の割合は、全ての年において70%以上である。

表9 日系人労働者（外国人労働者）の産業別構成（製造業）

	実数（人）				構成比			
	1994年	1995年	1996年	1997年	1994年	1995年	1996年	1997年
F-31輸送用機械器具製造業	16,297	18,258	19,016	20,572	29%	30%	29%	29%
F-30電気機械器具製造業	8,880	10,507	11,597	12,427	16%	17%	18%	17%
F-12食料品製造業	8,861	7,879	8,562	9,268	16%	13%	13%	13%
その他	22,942	24,005	25,699	28,884	40%	40%	40%	41%
製造業計	56,980	60,649	64,874	71,151	100%	100%	100%	100%

注1) 日系人労働者自体の産業中分類別構成は表記されていないため、外国人労働者の産業中分類別構成によって代替した。
ここでの外国人労働者総数にしろる日系人労働者の割合は、すべての年において70%以上である。

注2) 1994年の「繊維工業」の数値は、「その他」の数値に含まれている。

出所) 労働省職業安定局外国人雇用対策課資料「外国人雇用状況報告の結果について」各年版にもとづき筆者作成。

表10 日系人労働者（外国人労働者）の職種別構成（製造業）

	実数（人）				構成比			
	1994年	1995年	1996年	1997年	1994年	1995年	1996年	1997年
I生産工程・労務作業者	49,914	53,600	57,239	62,833	88%	88%	88%	88%
その他	7,066	7,049	7,635	8,318	12%	12%	12%	12%
合計	56,980	60,649	64,874	71,151	100%	100%	100%	100%

注) 日系人労働者自体の職種別構成は表記されていないため、外国人労働者総数の職種別構成によって代替した。
ここでの外国人労働者総数にしろる日系人労働者の割合は、すべての年において70%以上である。

出所) 労働省職業安定局外国人雇用対策課資料「外国人雇用状況報告の結果について」各年版にもとづき筆者作成。

表11 日系人労働者の従業員規模別構成

	実数（人）					構成比				
	1993年	1994年	1995年	1996年	1997年	1993年	1994年	1995年	1996年	1997年
1～29人	2,165	2,799	2,537	2,734	2,667	4%	5%	4%	5%	4%
30～99人	14,588	15,752	15,645	15,738	14,659	25%	29%	27%	26%	23%
100～299人	22,632	22,326	22,414	24,511	23,445	38%	41%	39%	41%	37%
300人以上	19,997	13,617	17,554	17,180	21,853	34%	25%	30%	29%	35%
合計	59,382	54,494	58,150	60,163	62,624	100%	100%	100%	100%	100%

出所) 労働省職業安定局外国人雇用対策課資料「外国人雇用状況報告の結果について」各年版にもとづき筆者作成。

表12 日系人労働者の就労地域別構成

	実数（人）					構成比				
	1996年		1997年		1996年		1997年			
	愛知	静岡	長野	岐阜	神奈川	愛知	静岡	長野	岐阜	神奈川
第1位	愛知	13,012	愛知	14,370	愛知	22%	愛知	23%		
第2位	静岡	10,203	静岡	9,331	静岡	17%	静岡	15%		
第3位	長野	4,325	長野	4,924	長野	7%	長野	8%		
第4位	岐阜	3,800	岐阜	4,842	岐阜	6%	岐阜	8%		
第5位	神奈川	3,620	神奈川	3,758	神奈川	6%	神奈川	6%		
その他の都道府県計	25,203		25,399		42%		41%			
合計	60,163		62,624		100%		100%			

出所) 労働省職業安定局外国人雇用対策課資料「外国人雇用状況報告の結果について」各年版にもとづき筆者作成。

表13 在留資格「定住者」の国籍別構成

	実数（人）					構成比				
	1993年	1994年	1995年	1996年	1997年	1993年	1994年	1995年	1996年	1997年
ブラジル	55,282	59,280	69,946	87,164	111,840	43%	43%	46%	50%	55%
中国	26,267	28,382	30,653	33,578	36,941	20%	21%	20%	19%	18%
ペルー	14,274	14,718	15,544	16,526	18,746	11%	11%	10%	10%	9%
その他	33,683	34,458	35,000	35,614	35,378	26%	25%	23%	21%	17%
計	129,506	136,838	151,143	172,882	202,905	100%	100%	100%	100%	100%

出所) 入管協会「在留外国人統計」各年版に基づき筆者作成。

表14 在留資格「日本人の配偶者等」の国籍別構成

	実数（人）					構成比				
	1993年	1994年	1995年	1996年	1997年	1993年	1994年	1995年	1996年	1997年
ブラジル	94,870	95,139	99,803	106,665	113,319	43%	41%	41%	41%	41%
フィリピン	32,370	36,435	39,909	42,521	44,545	15%	16%	16%	16%	16%
中国	32,382	35,058	37,310	39,948	43,714	15%	15%	15%	15%	16%
その他	62,731	64,929	67,359	69,713	72,897	28%	28%	28%	27%	27%
計	222,353	231,561	244,381	258,847	274,475	100%	100%	100%	100%	100%

出所) 入管協会「在留外国人統計」各年版に基づき筆者作成。

表12は、日系人労働者の就労地域別構成をみたものである。愛知県、静岡県の二県で日系人労働者全体のおよそ3分の1を占めている。さらに、長野県、岐阜県、神奈川県での労働者数を加えると日系人労働者全体のほぼ過半数を占めている。日本でも有数の工業集積地域への集中傾向がみられる。最後に表13と表14は、日系人労働者の国籍別構成をみたものである。ブラジルが約半数を占める。

「特定活動」

「平成2年施行の改正入管法は、外国人の入国・在留の枠組みを明確化・透明化するために、在留資格と、それぞれの活動範囲や上陸のために適合する必要がある基準を整備したものである。しかし、すべての外国人の事情が、整備されたとは言え有限の在留資格で対応できるとは限らない。そこで、これらいずれの在留資格にも当たらないが、なおその入国在留を認めることが適当である場合に、法務大臣が個々にその活動を指定して入国・在留を許可するための在留資格が『特定活動』である」(法務省入国管理局編, 1998, p. 107)。

在留資格「特定活動」には、大きく分けて、3つの活動が含まれる。3つの活動とはワーキング・ホリデーと、メイドと、技能実習である。ワーキング・ホリデーとは、「日本文化及び日本国における一般的な生活様式を理解するため本邦において一定期間の休暇を過ごす活動並びに当該活動を行うために必要な旅行資金を補うため必要な範囲内の報酬を受ける活動（風俗営業又は風俗関連営業が営まれている営業所において行うものを除く）」(出入国管理関係法令研究会編, 1998, pp. 106-107)のことであり、現在、オーストラリア、ニュージーランドおよびカナダの3カ国と取り決めを結んでいる。メイドとは、日本が受け入れた外交官や領事官等に個人的使用人として雇用される外国人労働者である。彼らも当然日本における外国人労働者の一構成部分をなすものであるが、資料が不十分なためこれ以上ふれることはできない。ここでは、在留資格「特定活動」を付与される外国人労働者数の過半数を占める技能実習生をもってこのカテゴリーを代表するものとする。

そもそも技能実習生とは技能実習制度にもとづいて入国・在留する外国人労働者をさす。技能実習制度とは「より実践的な技術、技能または知識の開発途上国への移転を図り、開発途上国等の経済発展を担う人づくりに協力するという広義の研修制度として位置づけた上、研修制度の拡充の観点から、1993年4月に創設され、技能実習生が研修を受けた機関（企業）と同一の機関（企業）において、研修終了後『雇用関係』の下で、技術の習熟度を高めることを目的とする制度」(財団法人 国際研修協力機構パンフレット, p. 7)のことである。在留資格「研修」の延長線上にあって、研修を終了し、一定の技能検定試験に合格すれば、技能実習生となる。制度上、研修生と技能実習生との明確な違いは、研修生は労働者ではないとされ、技能実習生は労働者であると定めている点にある。

2001年3月時点で、中国、インドネシア、ベトナム、フィリピン、タイ、ペルー、ラオス、スリランカ、インド、ミャンマー、モンゴル、ウズベキスタンと研修ないし技能実習制度の協定を締結しており、製造業・建設業関連職種を中心に、55職種89作業についての受け入れが認められている。技能実習期間の終了とともに、技能実習生に対し実習修了証明書が発行される²²⁾。

22) ヒヤリング調査では、この実習終了証明書は、外国人労働者が中東などに再度「出稼ぎ」に行くときに高く評価され、就職に有利になるという指摘を受けた。ここに、フィリピン人労働者が日本で職業訓練をうけ、中東で就労するというような「国際的な」労働のあり方の一例をみることができる。

表15は、技能実習生の産業別構成を示したものである。これによると、技能実習生の過半数が、製造業に就いていることがわかる。その中でも特に「F-15衣服・その他繊維製品製造業」の占める割合が大きい。表16は、技能実習生の職種別構成を示したものである。職種別構成は産業別構成に対応して、「I-65衣服・繊維製品製造業作業員」の占める割合が最も大きい。続いて表17によって、技能実習生の従業員規模別構成をみると、1～299人の中小企業に約90%の技能実習生が雇用されていることがわかる。300人以上の従業員規模の企業では、ほとんど雇用されていない。

表18は、技能実習生の就労地域別構成をみたものである。技能実習生は全国にかなり分散した傾向を示すが、集中している県として、構成比において唯一2桁を示している岐阜県を指摘できる。最後に表19の国籍別構成をみると、中国、インドネシアの2カ国で全体の約90%を占めていることがわかる。

「アルバイト」

留学生や就学生は、原則的には、就労活動が禁止されている。しかしながら資格外活動の申請を行えば、一日4時間以内、一週20時間以内のアルバイトが許可されている。よって留学生や就学生も日本における外国人労働者に含まれてくる。表20は、留学生・就学生アルバイトの産業別構成を示したものである。「Lサービス業」と「I卸売・小売業、飲食店」の2つの産業で、全体の約80%を占めている。留学生の職種別構成を示す資料は、存在しない。続いて表21は、留学生・就学生アルバイトの従業員規模別構成を示すものである。これによると1～299人の中小企業で約50%を占め、300人以上の従業員規模の企業で約50%を占めている。

表22は、留学生・就学生アルバイトの地域別構成を示したものである。これによると、南関東地域、すなわち東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県に過半数が集中していることがわかる。表23と表24の国籍別構成をみると、中国と韓国の2カ国で全体の約80%を占めていることがわかる。

「不法就労者」

当然のことながら、不法就労者が日本にどのくらいの規模で存在し、どのような仕事に就いているかを正確につかむことは、「不法」ゆえに不可能である。さらに、合法的な滞在期間中に許可されていない就労活動を行う、いわゆる「資格外就労者」の状況も把握できない。しかしながら、「入管法違反事件」として摘発され、退去強制手続をうけた外国人の特徴からその就労状況を大まかに把握することが可能である。

表25は、不法就労者の産業別構成を示したものである。「E建設業」と「F製造業」および、バー、キャバレーなどの「I-61その他の飲食店」の3つの産業で全体の約70%を占める。続いて、表26は、不法就労者の職種別構成をみたものである。「I生産工程・労務作業員」とホステスやウェイトレス等の「E-37接客・給仕職業従事者」の2つの職種で全体の約75%を占めている。さらに、従業員規模別構成をみたのが、表27である²³⁾。これによれば、1～10人までの零細企業に約70%が雇用されていたこ

23) この表の実数は、実際の数値の倍になっているので注意されたい。

表15 技能実習生の産業別構成

	実数 (人)				構成比			
	1994年	1995年	1996年	1997年	1994年	1995年	1996年	1997年
F-15衣服・その他繊維製品製造業	907	1,497	2,299	5,133	42%	41%	43%	40%
E建設業	623	956	1,137	1,866	29%	26%	21%	20%
F-28金属製品製造業	277	693	1,176	2,295	13%	19%	22%	25%
その他	331	465	727	1,424	15%	13%	14%	15%
合 計	2,138	3,611	5,339	9,318	100%	100%	100%	100%

注)「F-28金属製品製造業」の数値は、資料の「機械金属」の数値である。

出所) 財団法人 国際研修協力機構『外国人研修・技能実習事業実施状況報告』1999年版に基づき筆者作成。

表16 技能実習生の職種別構成

	実数 (人)				構成比			
	1994年	1995年	1996年	1997年	1994年	1995年	1996年	1997年
I-65衣服・繊維製品製造業者	907	1,497	2,299	3,733	42%	41%	43%	40%
I-76建設躯体工事業者, I-77建設業者	623	956	1,137	1,866	29%	26%	21%	20%
I-55金属加工業者, I-56金属溶接溶断業者	277	693	1,176	2,295	13%	19%	22%	25%
その他	331	465	727	1,424	15%	13%	14%	15%
合 計	2,138	3,611	5,339	9,318	100%	100%	100%	100%

出所) 財団法人 国際研修協力機構『外国人研修・技能実習事業実施状況報告』1999年版に基づき筆者作成。

表17 技能実習生の従業員規模別構成

	実数 (人)				構成比			
	1994年	1995年	1996年	1997年	1994年	1995年	1996年	1997年
1～9人	248	502	1,073	1,908	12%	14%	20%	20%
10～19人	304	499	807	1,472	14%	14%	15%	16%
20～49人	459	782	940	1,664	21%	22%	18%	18%
50～99人	407	592	980	1,764	19%	16%	18%	19%
100～299人	426	640	957	1,654	20%	18%	18%	18%
300人以上	202	319	503	745	9%	9%	9%	8%
不明	92	277	79	111	4%	8%	1%	1%
合 計	2,138	3,611	5,339	9,318	100%	100%	100%	100%

出所) 財団法人 国際研修協力機構『外国人研修・技能実習事業実施状況報告』1999年版に基づき作成。

表18 技能実習生の就労地域別構成

	実数 (人)		構成比	
	1994年	1995年	1996年	1997年
第1位	岐阜	2,786		13%
第2位	埼玉	1,104		5%
第3位	愛知	1,020		5%
第4位	茨城	918		4%
第5位	広島	892		4%
その他都道府県計		14,937		69%
合 計		21,657		100%

注) ここでの実数は、評価試験合格者の1998/7/1現在までの累計数である。

出所) 財団法人 国際研修協力機構資料により筆者作成。

表19 技能実習生の国籍別構成

	実数 (人)				構成比			
	1994年	1995年	1996年	1997年	1994年	1995年	1996年	1997年
中国	1,446	2,194	3,148	5,467	68%	61%	59%	59%
インドネシア	543	919	1,489	2,917	25%	25%	28%	31%
ベトナム	21	209	412	675	1%	6%	8%	7%
フィリピン	104	214	245	175	5%	6%	5%	2%
タイ	21	34	30	39	1%	1%	1%	0%
その他	3	41	15	45	0%	1%	0%	0%
計	2,138	3,611	5,339	9,318	100%	100%	100%	100%

出所) 財団法人 国際研修協力機構『外国人研修・技能実習事業実施状況報告書』1999年版に基づき筆者作成。

表20 留学生・就学生アルバイトの産業別構成

	実数 (人)					構成比				
	1993年	1994年	1995年	1996年	1997年	1993年	1994年	1995年	1996年	1997年
F 製造業	1,293	1,314	1,230	986	1,382	15%	16%	18%	16%	20%
L サービス業	3,766	3,035	2,764	2,455	2,483	44%	38%	41%	41%	36%
I 卸売・小売業, 飲食店	3,152	3,284	2,432	2,230	2,772	37%	41%	36%	37%	40%
その他	323	333	259	351	325	4%	4%	4%	6%	5%
合計	8,534	7,966	6,685	6,022	6,962	100%	100%	100%	100%	100%

出所) 労働省職業安定局外国人雇用対策課資料「外国人雇用状況報告の結果について」各年版に基づき筆者作成。

表21 留学生・就学生アルバイトの従業員規模別構成

	実数 (人)					構成比				
	1993年	1994年	1995年	1996年	1997年	1993年	1994年	1995年	1996年	1997年
29人以下	439	438	358	303	213	5%	5%	5%	5%	3%
30~99人	1,052	1,214	1,066	1,087	1,225	12%	15%	16%	18%	18%
100~299人	2,689	2,582	1,953	1,940	2,395	32%	32%	29%	32%	34%
300人以上	4,354	3,732	3,308	2,692	3,129	51%	47%	49%	45%	45%
合計	8,534	7,966	6,685	6,022	6,962	100%	100%	100%	100%	100%

出所) 労働省職業安定局外国人雇用対策課資料「外国人雇用状況報告の結果について」各年版に基づき筆者作成。

表22 留学生・就学生アルバイトの地域別構成

	実数 (人)					構成比				
	1993年	1994年	1995年	1996年	1997年	1993年	1994年	1995年	1996年	1997年
南関東	6,344	5,495	4,578	3,934	4,509	74%	69%	68%	65%	65%
東海	451	540	467	4235	505	5%	7%	7%	7%	7%
北関東・甲信越	237	227	171	245	312	3%	3%	3%	4%	4%
その他	1,502	1,704	1,469	1,420	1,636	18%	21%	22%	24%	23%
合計	8,534	7,966	6,685	6,022	6,962	100%	100%	100%	100%	100%

注) 「南関東」= 埼玉県, 千葉県, 東京都, 神奈川県。

出所) 労働省職業安定局外国人雇用対策課資料「外国人雇用状況報告の結果について」各年版に基づき筆者作成。

表23 在留資格「留学」の国籍別構成

	実数 (人)					構成比				
	1993年	1994年	1995年	1996年	1997年	1993年	1994年	1995年	1996年	1997年
中国	34,423	35,014	34,617	33,120	31,707	57%	57%	57%	56%	54%
韓国・朝鮮	13,930	14,190	13,191	12,648	12,557	23%	23%	22%	21%	22%
その他	11,757	12,311	12,877	13,460	14,007	20%	20%	21%	23%	24%
合計	60,110	61,515	60,685	59,228	58,271	100%	100%	100%	100%	100%

出所) 入管協会「在留外国人統計」各年版に基づき筆者作成。

表24 在留資格「就学」の国籍別構成

	実数 (人)					構成比				
	1993年	1994年	1995年	1996年	1997年	1993年	1994年	1995年	1996年	1997年
中国	33,317	27,763	23,858	20,001	18,706	75%	74%	69%	66%	64%
韓国・朝鮮	5,701	5,137	5,966	5,716	5,959	13%	14%	17%	19%	20%
その他	5,400	4,753	4,617	4,362	4,430	12%	13%	13%	15%	15%
計	44,418	37,653	34,441	30,079	29,095	100%	100%	100%	100%	100%

出所) 入管協会「在留外国人統計」各年版に基づき筆者作成。

表25 不法就労者の産業別構成

	実数 (人)				構成比			
	1994年	1995年	1996年	1997年	1994年	1995年	1996年	1997年
E建設業	15,869	12,180	12,040	9,182	27%	25%	25%	22%
F製造業	13,793	10,641	11,082	9,496	23%	22%	23%	23%
I-61その他の飲食店	11,965	11,225	11,127	10,929	20%	23%	23%	26%
その他	17,725	15,388	13,536	11,997	30%	31%	28%	29%
合計	59,352	49,434	47,785	41,604	100%	100%	100%	100%

注1) 「I-61その他の飲食店」の数値は、「ホスト・ホステス」と「ウェイトレス・バーテン」を加えたもの。
出所) 法務省入国管理局資料「入管法違反事件について」各年版にもとづき筆者作成。

表26 不法就労者の職業別構成

	実数 (人)				構成比			
	1994年	1995年	1996年	1997年	1994年	1995年	1996年	1997年
I生産工程・労務作業者	34,118	26,432	25,017	20,447	57%	53%	52%	49%
E-37接客・給仕職業従事者	11,965	11,225	11,127	10,929	20%	23%	23%	26%
その他	13,269	11,777	11,641	10,228	22%	24%	24%	25%
合計	59,352	49,434	47,785	41,604	100%	100%	100%	100%

出所) 法務省入国管理局資料「入管法違反事件について」各年版にもとづき筆者作成。

表27 不法就労者の従業員規模別構成

	実数 (人)				構成比			
	1994年	1995年	1996年	1997年	1994年	1995年	1996年	1997年
本人のみ	19,413	16,888	16,911	16,762	16%	17%	18%	20%
2~10人	56,568	50,878	49,246	41,109	48%	51%	52%	49%
11人~20人	19,753	15,906	15,317	13,222	17%	16%	16%	16%
21人~60人	10,899	7,731	7,400	7,068	9%	8%	8%	8%
61人~100人	1,552	1,075	972	986	1%	1%	1%	1%
100人以上	1,523	1,045	1,380	872	1%	1%	1%	1%
不詳	8,996	5,345	4,344	3,189	8%	5%	5%	4%
合計	118,704	98,868	95,570	83,208	100%	100%	100%	100%

注) 日本人と外国人の数別構成を単純に加算した。実数が倍の数になっているので注意されたい。
出所) 法務省入国管理局資料「入管法違反事件について」各年版にもとづき筆者作成。

表28 不法就労者の就労地域別構成

	実数 (人)				構成比			
	1996年		1997年		1996年		1997年	
第1位	東京	15,980	東京	13,997	東京	33%	東京	34%
第2位	埼玉	5,172	埼玉	4,223	埼玉	11%	埼玉	10%
第3位	千葉	4,231	神奈川	3,484	千葉	9%	神奈川	8%
第4位	神奈川	4,027	大阪	3,384	神奈川	8%	大阪	8%
第5位	大阪	3,641	千葉	3,288	大阪	8%	千葉	8%
その他都道府県計		14,734		13,228		31%		32%
合計		47,785		41,604		100%		100%

出所) 法務省入国管理局資料「入管法違反事件について」各年版にもとづき筆者作成。

表29 日本における不法残留者の国籍別構成

	実数 (人)				構成比			
	1994年	1995年	1996年	1997年	1994年	1995年	1996年	1997年
韓国	44,916	49,530	52,387	52,123	16%	17%	19%	19%
フィリピン	38,325	41,122	42,547	42,608	13%	14%	15%	15%
中国	39,552	38,464	38,296	37,590	14%	14%	14%	14%
タイ	46,964	43,014	39,513	37,046	16%	15%	14%	13%
その他	118,335	112,614	110,243	107,443	41%	40%	39%	39%
合計	288,092	284,744	282,986	276,810	100%	100%	100%	100%

出所) 法務省入国管理局資料「本邦における不法残留者の数について」平成10年2月にもとづき筆者作成。

とがわかる。表28は、不法就労者の就労地域別構成を示している。この表によると、不法就労者は東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、東京都圏および大阪に集中していることがわかる。最後に表29をみると、韓国、フィリピン、中国、タイの4カ国で全体の過半数を占めていることがわかる。

以上5つのカテゴリー別に外国人労働者の基本的属性をみてきた。外国人労働者の全体像をとらえ、5つのカテゴリーを相互比較するために、一枚の表にまとめたものが、表30である。

この外国人労働者の就労状況総括表を通じていくつかの特徴が浮かんでくる。全体的にとらえると、「日系人」、「不法就労者」の2つのカテゴリーで外国人労働者数全体の過半数を占めることから、建設業や製造業を中心とする産業における集中、生産工程・労務作業者を中心とする職業における集中、従業員規模300人未満のいわゆる中小企業への集中、そして三大都市圏への集中を、外国人労働者の一般的特徴として指摘できる。

しかしながら外国人労働者のカテゴリー間でかなりの相違がみられるのも事実である。例えば、業種を製造業に固定してとらえると、「日系人」、「技能実習生」、「不法就労者」という外国人労働者のカテゴリーに対応して従業員規模構成の相違がみられ、300人以上の従業員規模の事業所で就労している割合は、日系人労働者では約30%、技能実習生では約10%、不法就労者ではほぼ皆無となり、特に不法就労者においては、その約70%が従業員規模10人以下の零細企業で就労している。また、地域を首都圏に固定してとらえると、通訳や情報処理技術者などの専門的職業従事者を中心とする「就労目的外国人」が増加し、また他方で生産工程・労務作業者や接客・給仕職業従事者を中心とする「不法就労者」が増大しており、外国人労働者の二極化が進行している。

以上のように日本における外国人労働者の構成は非常に複雑であり、外国人労働者と一括して議論することが難しくなっている。特に産業や職業における多様化が進行しつつあるといえよう。しかしながら、業種と職種において多様化が進みつつある中で、中小企業への集中と三大都市圏への地域的集中傾向は継続してみられ、このような多様化の動きとは無関係ともみえる。すなわち、日本における外国人労働者の雇用は、特に三大都市圏における中小企業の労働力調達のあり方に深くかかわっている、とまとめることができよう。

2. 外国人労働者の就労経路

日本における外国人労働者は、そもそもどのようなルートをつたって日本に移動しているのだろうか。またこのルート上に、いかなる組織が介在しているのだろうか。このような問題設定のもと、この節では日本における外国人労働者の就労経路を、特に日系人労働者と技能実習生について考察する²⁴⁾。

外国人労働者、特に、日系人労働者や不法就労者の入国において、業務請負業者、ブローカー、プロモーターと称される合法・非合法の諸個人・諸組織が介在していることが従来から指摘されている(吉田, 1992; 佐野, 1996; 法務省入国管理局編, 1998)。いずれにせよ、これらの組織はまさに国境

24) これ以外のカテゴリーに属する外国人労働者、特に「不法就労者」の就労経路についての文献・資料は極めて少ない。

表30 外国人労働者の就労状況総括表

在留資格に基づく外国人労働者のカテゴリー	主要業種	主要職種	従業員規模構成	主要就労地域	主要国籍
就労目的外国人 （「人文知識・国際業務」および「技術」）	I 卸売、小売業、 飲食店（貿易） L-82 情報サービス業・調査業	A-20 その他の専門的職業従事者（通訳） A-06 情報処理技術者	1～299人：約60% 300人以上：約40%	東京 大阪 愛知	中国 アメリカ
日系人	F-31 輸送用機械器具製造業 F-30 電気機械器具製造業 F-12 食料品製造業	I 生産工程・労務作業者	1～299人：約70% 300人以上：約30%	愛知 静岡 長野 岐阜 神奈川	ブラジル
特定活動 （技能実習生）	F-15 衣服・その他繊維製品製造業	I-65 衣服・繊維製品製造作業者	1～299人：約90% 300人以上：約10%	岐阜	中国 インドネシア
アルバイト （留学生・就学生）	I 卸売・小売業、 飲食店 L サービス業		1～299人：約50% 300人以上：約50%	東京 埼玉 千葉 神奈川	中国 韓国
不法就労者	E 建設業 F 製造業 I-61 その他の飲食店	I 生産工程・労務作業者 E-37 接客・給仕職業従事者	1～299人：約100% （うち1～10人：約70%）	東京 埼玉 千葉 神奈川 大阪	韓国 フィリピン 中国 タイ

注1) 業種については、総務庁統計局統計基準部『日本標準産業分類（平成5年10月改訂版）』1993年に基づいて、職種については、総務庁統計局統計基準部『日本標準職業分類（平成9年12月改訂版）』1998年に基づいて、諸資料の表記項目を整理している。できる限り中分類項目を用いて整理したが、資料の制約上、中分類項目まで明らかにならない場合は、大分類項目を用いた。なお、分類符号は、大分類項目がアルファベット、中分類項目が二桁の数字である。

注2) 資料の制約上、総括表には示すことができなかったが、一点つけ加えておきたい。就労目的外国人のうち『興行』の在留資格により我が国に入国した外国人は、全体の6割以上がバー、キャバレーを始めとする風俗営業店において出演し、これらのほとんどすべてが舞踊や歌謡等の公演活動に従事することを目的としているものである（法務省入国管理局編，1998，p. 91）。しかしながら、『興行』の在留資格では認められていないいわゆる『ホステス行為』に従事していた（法務省入国管理局編，1998，p. 91）ケースを中心とする資格外就労の実態が指摘されている。出所）筆者作成。

をまたいで、就労を希望する外国人と、労働力を必要とする雇用主とを結びつける媒介的役割を果たしている。

多くのケースにおいて、これらの諸個人・諸組織が「巨額の不法収益を得ている実態が認められ」（法務省入国管理局編，1998，p. 128），外国人労働者の就労経路そのものが問題とされてきた。このような問題に対応するため、政府は、日系人雇用サービスセンター、日伯雇用サービスセンターを設立し、国境をまたぐ職業紹介業務を開始したり、技能実習制度においては、就労希望外国人と雇用主とを結びつける役割として五省共管の財団法人である国際研修協力機構（JITCO）を設立し、公的機関を介在させた。公的機関が国境を越えて職業紹介業務をおこなうという新しい展開をみせたのである。

日系人労働者の就労経路

佐野哲（1996）が詳しく類型化しているとおおり、日系人労働者の就労経路は多種多様であるが、大きく二つに区分できる。一つは、業務請負業者、ブローカー、プロモーターと称される合法・非合法の諸個人・諸組織が職業紹介機能を担う就労経路であり、もう一つは公的な職業紹介組織が媒介となる就労経路である。この二つが図3の上半分に該当する²⁵⁾。「2国間の労働力需給システム確立の出発点」（佐野，1996，p. 91）として形成されたのが、上半分の最も外側を回る就労経路である。これは、日本企業が業務請負会社およびその現地駐在所を介して日系人労働者を受け入れる経路である。

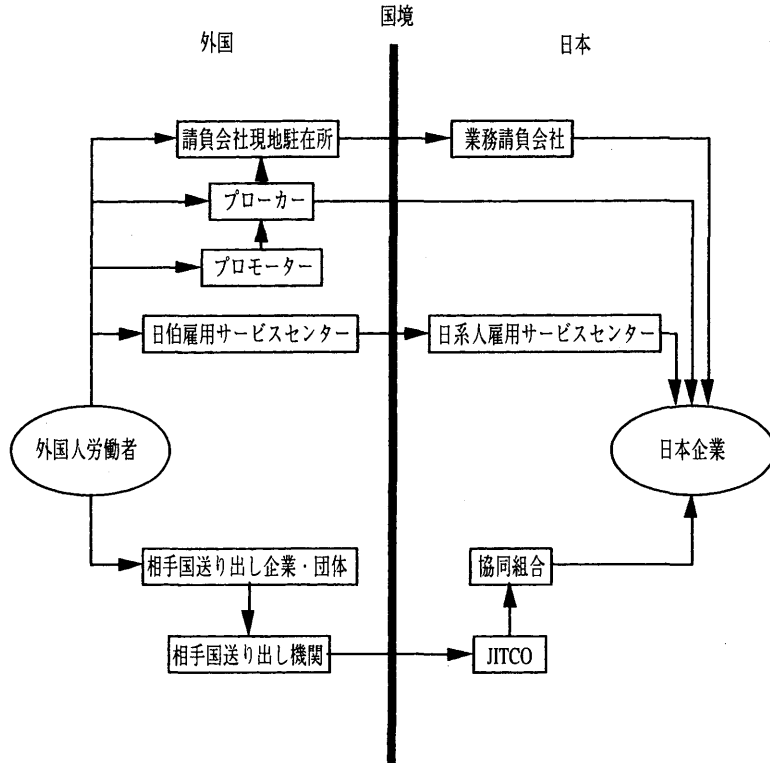
多くのケースにおいて、受け入れ企業は、単純労働の派遣を禁止している労働者派遣法²⁶⁾に対応するため「日系人受け入れ部門を別会社化しその会社と請負契約を結んだり、取引先の派遣会社を内部化（グループ会社化）し、同じく請負の契約を結んだりするなど、取引形態の法規対応」（同上，p. 94）を図っている²⁷⁾。この関係の中で、「受け入れ国側から受け入れ希望職種、希望年齢、性別等の求人情報が流され」（同上，p. 95）、この求人情報に応じて請負会社現地駐在所は、日系人労働者を日本に送り込んでいる。その経路にさらにブローカー、プロモーターという職業紹介をおこなう合法・非合法の諸個人・諸組織が関与するケースがある。渡航手続きの代理サービス、渡航費用の立て替えから、住居問題、離転職への対応といった渡航後のアフターサービスに至るまで、非常にきめ細かいマッチング業務をおこなっているブローカーの存在は、日系人労働者にとってばかりでなく、特に日系人雇用のノウハウをもたない中小企業にとっても極めて大きい。このため就労経路上にブローカーが介在しているケースが多い。

25) 公的機関が介在しない就労経路についての分析は、佐野（1996）に多くを依拠している。

26) 「労働者派遣における派遣元（労働者派遣会社）、派遣先（求人側となる企業等）及び派遣労働者（労働者派遣会社従業員）の関係は、派遣元と派遣労働者との間に雇用関係があり、派遣元と派遣先との間に派遣契約関係があり、その契約締結の下で派遣される派遣労働者と派遣先との間に指揮・命令関係がある（この2者間に雇用関係はない）、というものである。なお、一般に製造業や建設業等に見られる請負事業は、労働者派遣事業の派遣先にあたる注文主と同じく派遣労働者にあたる請負会社従業員との間に『指揮・命令関係』が生じない、という点において労働者派遣事業と区別される」（佐野，1996，pp. 82-83）。

27) 労働省職業安定局外国人雇用対策課「外国人雇用状況報告の結果について」によると、雇用形態（直接雇用・間接雇用）に占める間接雇用の比率が年々上昇している。この比率は、1994年調査では全体の27.9%だったが、1997年調査では全体の38.5%を占めている。そして間接雇用形態をとる業種のほとんどは、製造業である。1996年調査では間接雇用全体の89.4%を占め、1997年調査では間接雇用全体の90.3%を占めている。これらのことは、請負会社を通じて日系人を受け入れる製造業を営む企業が増加していることを示している。

図 3 外国人労働者の就労経路



出所) 佐野 (1996), 上野公共職業安定所 (1997), 財団法人 国際研修協力機構パンフレットおよびヒヤリングに基づき筆者作成。

これに対して日本政府は第 8 次雇用対策基本計画のなかで「特に、日系人労働者については、違法なブローカーの活動等による雇用面のトラブルが生じている実態にかんがみ、公的就労経路の充実、雇用管理の改善等により、日系人の適正な雇用が確保されるよう環境整備に努める」(労働省編, 1996, p. 45) として、日系人のための就労経路の適正化を図ってきた。これが、公的な職業紹介組織が媒介となる就労経路である。日系人のための公共職業安定所として位置づけられる「日系人雇用サービスセンター」と、現地窓口としてブラジルに設置されている「日伯雇用サービスセンター (CIATE)」を介して日系人労働者と日本企業が結びつく。この就労経路は、就労経路の適正化という側面をもつと同時に、労働力需給の調整が、国の枠組みを超えておこなわれるという側面ももっているといえよう²⁸⁾。

以上みたように日系人の就労経路においては、合法・非合法の諸個人・諸組織、そして公的機関が

28) このように公的就労経路が確保されたからといって、就労経路が適正化される＝ブローカーが排除される、とは必ずしもいえない。なぜなら先ほど述べたように、企業は間接雇用形態をますます強めているのだが、この公的就労経路を利用して外国人労働者を受け入れる場合、企業は間接雇用することができないのである。現行制度上は、公共職業安定機関を通じて雇用する場合、直接雇用しか認められていない。企業のニーズ(間接雇用)と公的就労経路による職業紹介業務(直接雇用)とのミスマッチをどう解消するのかという課題が残っている。

深く関与し、国内の労働力不足に伴い、海外から直接的に労働力調達をおこなっている。

技能実習生の就労経路

技能実習生の就労経路は、財団法人 国際研修協力機構が一元的に管理しており、その基本的形態は一つと見てよい。図の外周の下半分を回る経路である。日本企業は、中小企業の団体組織である協同組合²⁹⁾、国際研修協力機構、相手国送り出し機関、相手国送り出し企業・団体を媒介として技能実習生を受け入れている。公的機関と民間諸組織がこのルート上で同時に媒介的役割を果たしている。この経路をつかって外国人労働者を受け入れる企業は、先ほどみた日系人雇用ルートよりも技能実習生の移動の局面に関して、さらに深く関与しているケースもある³⁰⁾。

以上をまとめると、日系人の就労経路にしても、技能実習生の就労経路にしても、中小企業主導のもと、合法・非合法の諸個人・諸組織、公的機関を介して外国人労働者の移動が行われている。国内での労働力不足を背景に、中小企業は諸外国を労働力供給地として位置づけ、国際的に労働力を調達しているといえよう。

IV 外国人労働者の移動要因

1. 移動要因：プッシュ要因、プル要因、結合要因

Ⅲの現状分析によって、日本への外国人労働者の移動が、中小企業主導による労働力調達の国際化によってもたらされていることが、明確になった。そして就労経路上に様々な諸個人・諸組織が関与している実態が明らかになった。これらの実態をふまえて、外国人労働者の移動がどのような要因によって生じているのかをまとめていきたい。この節では、サッセン（1992）の分析枠組みを基礎にして、日本への外国人労働者の移動要因について考察をおこなう。

サッセン（1992）の分析枠組みをそのまま用いるならば、プッシュ要因、プル要因、紐帯という3つの側面から外国人労働者の移動要因を整理できる。しかし、日本への外国人労働者の移動をみた場合、ここで紐帯概念を再考する必要がある。

サッセンの紐帯概念は「国民経済間の結合関係」ととらえる概念である。そして現段階の国際労働力移動を規定する紐帯を、海外直接投資にもとめた³¹⁾。海外直接投資によって国と国との間にパイプが

29) 第一次受け入れ機関（協同組合）と第二次受け入れ機関（各企業）に分かれている理由について、島田晴雄（1993）は中小企業（＝第二次受け入れ機関）単独で受け入れさせると、「差別、誤用や搾取」（島田，1993，p. 149）が懸念されるため、「いわば隣組の相互監視の仕組みによる社会的強制力」（同上，p. 149）を利用する形で第一次受け入れ機関を設置する、としている。

30) 筆者が1998年8月におこなったヒヤリング調査で、以下のようなケースを知ることができた。たとえばA協同組合は、フィリピンに職業訓練校を設立し、あらかじめ外国人に半年ほど研修を積ませた後に受け入れるという形態をとっている。またB協同組合は、中国に海外子会社を設立し、現地でエリートのみを選抜して日本に送り込んでいる。つまり、就労を希望する外国人をただ単に「受け入れる」というよりも、海外から「引き抜いている」といったほうが現状に即している。

31) 森田（1994a）は、サッセン（1992）同様、「移民の流れがある特定の国に向かうのを具体的に規定するのは、たんなる所得格差ないし賃金格差ではなく、流入国たる高度資本主義国の労働送り出し国に対する経済的・政治的・文化的（場合によっては、軍事的）影響力による、『客観的およびイデオロギー的な紐帯』の形成である」（森田，1994a，pp. 351-352）とし、続けて「この『紐帯』の性格は、流入国それぞれの場合に異なる特徴を持っているが、日本の場合には、日本製商品の浸透（電気・電子製品および自動車などの大量輸出）、海外直接投資による企業活動の展開、政府開発援助の増大などを通じての、アジア地域における経済的影響力の顕著な強化・拡大が、決定的な意義をもっている」（同上，p. 352）と述べている。

形成されれば、国際労働力移動が発生するという図式であった。しかし「国と国との間に海外直接投資を介した結びつき」が形成されるだけで、果たして本当に国際労働力移動という結果をもたらすのであろうか。国際労働力移動という現象が生じるためには、ある国の「企業」とある国の「労働者」が結びつかなくてはならない。「国民経済間の結合関係」を強めることが、「企業と労働者が結びつく」ことを必ずしも保証するわけではない。すなわち国と国とが海外直接投資を通して経済的結びつきを強めても、企業と労働者が結びつかなくては、国際労働力移動は発生しないのである³²⁾。

ここで私が強調しておきたいのは、国際労働市場が、経済学で想定されているような双方に売り手と買い手が存在する純粋な市場形態に還元できるものではなく、媒介的役割を果たす諸個人・諸組織をまっけてはじめて成立する労働市場である、ということである³³⁾。言い換えるならば、日本のケースを考える際に、媒介的役割を果たす諸個人・諸組織を捨象することはできないのである。外国人労働者は、日本において就業しようとする際、言葉の障壁などによって、労働市場に関する情報に対して十分にアクセスできない場合が多い。労働市場に参入する時点で自国の労働者と大きく異なる。また、企業にとっても外国人労働者を雇用するための情報の入手は自国の労働者を雇用するための情報の入手よりも制約を受ける可能性が高い。よってマッチング機能を不可欠とする。この点こそが、国際労働市場と国内労働市場を分かちメルクマールであり³⁴⁾、ここに紐帯概念を新しい概念に置き換える理由がある。

国際労働市場の形成に関わる特殊性を意識しながら、サッセンの「紐帯」概念を「結合要因 (linkage factors)」という概念に置き換えよう。「結合要因」は、「制度面における結合要因」と「就労経路上の結合要因」の2側面から整理できる。「制度面における結合要因」とは、各国政府の法律や各国政府間の協定等、日本政府と外国政府間の就労経路の形成に影響をあたえる諸制度を指す。他方、「就労経路上の結合要因」とは、企業内リンケージや職業紹介諸組織など、日本企業と外国人労働者を結びつける就労経路上の諸個人・諸組織間の結合関係の総体、と定義する。前者が後者の結合関係を促進、阻害するという作用を持つと同時に、後者が前者の関係を促進、阻害するという相互作用をもつ³⁵⁾。

以上をまとめると、外国人労働者の移動は、プッシュ要因 (push factors)、結合要因 (linkage factors)、プル要因 (pull factors) の3つの要因によって発生するという枠組みを得る。この枠組みをもとに、外国人労働者の移動を整理したものが、表31である。「日系人」、「特定活動」、「不法就労者」の3つの外国人労働者のカテゴリーごとに、移動に関する諸要因をみていこう³⁶⁾。

32) だからといって、国と国との間の結合関係一般を否定するわけではない。日本とブラジルとの間の紐帯に関しては、サッセンのいうような投資による紐帯ではなく、日本からブラジルへの移民史そのものが紐帯形成の歴史的基盤であった。また山本 (1995a) は、ドイツとトルコとの間の紐帯に関して、政府主導による2国間協定の締結という「政治的」紐帯の形成が重要であったことを明らかにしている。

33) 紙幅の関係上、くわしく紹介することができないが、労働市場における「市場」という資源配分機構が完全でないことを実証的に明らかにしている菊池 (1963) および加瀬 (1997) を参照されたい。

34) サッセン (1992)、森田 (1994a) の分析枠組みにおいては、このことはあまり意識されていない。

35) 例えば、日本とある特定国との間に政治的協定が締結されることによって、日本への外国人労働者の移動が急激に増加したという経験的事実や、日本との間で査証免除協定が締結されている特定国からの不法就労者の増加が、査証免除措置の一次停止という政治的帰結をもたらし、その結果、当該国からの不法就労者の流入が減少したという経験的事実は、この考えた方を支持している。カースルズ/ミラー (1996) および田嶋 (1998) を参照されたい。

36) 「アルバイト」に関しては日本への入国理由の違いから対象外とする。「就労目的外国人」(「人文知識・国際業務」および「技術」) に関しては、プル要因として、「ソフトウェアの開発、コンピュータを利用した情報処理に係る技術者の不足、及びアジア諸国への事業拡大を行う上での商談・交渉、技術書の翻訳業務」(法務省入国管理局資料、平成10年7月、p. 3) などの新しい国際業務、生産者サービスの増加にともなう労働力需要の増大を指摘できるものの、在留資格「留学」「就学」から「人文知識・国際業務」および「技術」への在留資格の変更によって、日本で就業するケースが相当数あると考えられる。よって日本への外国人労働者の移動という意味では、特殊なケースとしてみる必要がある。

表31 外国人労働者の移動要因

在留資格に基づく外国人労働者のカテゴリー	3つの移動要因			
	プッシュ要因 (push factors)	結合要因 (linkage factors)		プル要因 (pull factors)
		制度面における結合要因 (各国政府の法律, 各国政府間協定等)	就労経路上の結合要因 (企業内リンクエージ, 職業紹介諸組織等)	
就労目的外国人 〔人文知識・国際業務〕および 〔技術〕				専門的・技術的職種(通訳, 情報処理技術者等)における労働力需要の増大
日系人	日本との間の賃金格差 ブラジル経済の停滞	在留資格「定住者」	業務請負会社 ブローカー 日系人雇用サービスセンター (公的就労経路)	製造業における間接雇用形態での労働力需要の増大 出稼ぎ労働者の減少
特定活動 (技能実習生)	日本との間の賃金格差	R/Dの調印 補足R/Dの調印	企業内リンクエージ JITCO (公的就労経路)	衣服産業等における低賃金労働力不足
不法就労者	日本との間の賃金格差	査証免除措置	ブローカー	建設業中小零細企業等での労働力不足 出稼ぎ労働者の減少

注1) R/Dとは、「外国人研修・技能実習制度を所管する各国政府とJITCOとの間で、同制度の適正・円滑な運営を推進するため相互に情報交換、運営協議、その他事業を推進する上で必要な相互協力に関し協定する文書」のことである(財団法人 国際研修協力機構編『外国人研修・技能実習事業実施状況報告 (JITCO白書)』1999年, p. 27)。R/Dが研修制度推進の協定文書、補足R/Dが技能実習制度推進の協定文書である(財団法人 国際研修協力機構編『外国人研修・技能実習事業実施状況報告 (JITCO白書)』2001年, p. 29)。

注2) 査証免除措置とは、「相互の国民の交流の促進のために、本来は従来に必要なとしている査証を、観光、商談、親族訪問等を目的とした一時的滞在者に対し相互に免除する措置」のことである(法務省入国管理局編『出入国管理(平成10年版)』大蔵省印刷局, 1998年, p. 17およびp. 112)。

注3) 分析資料が十分でない部分については、空欄のままにしている。
出所) 筆者作成。

日系人に関しては、ブラジル国内のハイパーインフレおよび景気後退によって強まった「プッシュ要因」と、日本国内の製造業企業における間接雇用形態での労働力需要の増加および日本人出稼ぎ労働者の減少³⁷⁾によって強まった「プル要因」が、業務請負会社、ブローカー、プロモーターなどの「就労経路上の結合要因」によって結びつけられるなかで、移動が生じている。加えて、1990年の入管法改正により、日系人に関して「定住者」という在留資格が付与されたことで「制度面における結合要因」が強まり、さらに日系人労働者の移動が促進される、という構図をみることができる。

技能実習生に関しては、日本と中国、日本とインドネシアとの賃金格差によって生じる「プッシュ要因」と、衣服産業等を営む中小企業での低賃金労働力の不足によって生じる「プル要因」が、「制度面における結合要因」によって結びつけられるなかで、移動が生じている。

不法就労者に関しては、日本と韓国、フィリピン、中国、タイとの間の賃金格差によって生じる「プッシュ要因」と、建設業中小零細企業等の労働力不足および日本人出稼ぎ労働者の減少によって生じる「プル要因」が、ブローカーによる「就労経路上の結合要因」によって結びつけられるなかで、移動が生じている³⁸⁾。日本政府と各国政府との間の査証免除措置という「制度面における結合要因」によって、この移動は促進されるが、逆に査証免除措置の一次停止によって抑制される³⁹⁾。

2. 第Ⅳ類型の本質

さらに、外国人労働者の移動＝第Ⅳ類型におけるプッシュ要因、プル要因、結合要因が何によって強められたり、弱められたりするかが明確になれば、外国人労働者の移動のメカニズムをより明確化することができる。プッシュ要因、プル要因、結合要因が強められれば外国人労働者の移動は増加するであろう。また逆にプッシュ要因、プル要因、結合要因が弱められれば、外国人労働者の移動は減少するであろう。我々は、プッシュ要因、プル要因、結合要因に作用を及ぼす「諸力」を指摘しなければならぬ。サッセン（1992）と吉田（1992）の枠組みを振り返りながら考察していくことにする。

サッセンは、第Ⅲ類型がプッシュ要因、プル要因、結合要因すべてを強めるという論理構成によって、第Ⅳ類型の不可避的発生を論じた。すなわちサッセンにとっての「諸力」とは、海外直接投資にほかならない。しかしここで疑問が生じる。それは、海外直接投資がプッシュ要因を必然的に強めるといえるかどうかである。海外直接投資が発展途上諸国の安定的な雇用機会の創出につながる場合も少なくないであろう。不確定要素を孕む諸力である以上、海外直接投資が国際労働力移動を促進する諸力の一つであるという議論に首肯できない。よって、アメリカ合衆国の経験をもとに導出された第Ⅲ類型→第Ⅳ類型という枠組みは、ある一定の条件のもとでのみ有効である、と私はみる。

吉田は、プル要因に影響を及ぼす「諸力」として、第Ⅱ類型に着目した。第Ⅱ類型が第Ⅰ類型（出稼ぎ形態での非三大都市圏からの三大都市圏への労働力移動）の減少をもたらし、第Ⅳ類型を発生さ

37) 紙幅の関係上、詳述できないが、日本人出稼ぎ労働者数は、1972年の34万人をピークに1989年には約5万人まで減少を続けている。そして、この出稼ぎ労働者の基本的属性と「日系人」や「不法就労者」の基本的属性（業種・職種・従業員規模別構成・就労地域）とが、驚くほど類似している。（農林水産省統計情報部『農家就業動向調査』各年版、労働省職業安定局農山村雇用対策室『出稼ぎ労働者雇用実態調査結果報告書』1996年a、労働省職業安定局『労働市場年報』各年度版を参照されたい）。

38) 不法就労者の移動に関しては、石井（1998）を参照されたい。

39) 同様の視点は、町村（1994）を参照されたい。

せると論じた。この「諸力」は、なぜ外国人労働者が三大都市圏に集中する傾向があるのか、また、なぜ外国人労働者の多くが製造業・建設業を営む中小零細企業で就業するのか、ということの説明する。

吉田の枠組みは、プッシュ要因、プル要因、結合要因の内のプル要因を強める諸力しか指摘しえないが、ここに、日本への外国人労働者の移動の「本質」がある、と私はみる。すなわち日本への外国人労働者の移動は、出稼ぎ労働者の減少によって強烈なプル要因がはたらいたからこそ、中小企業主導のもとで外国人労働者の移動が生じていると考えられるのである。出稼ぎ労働者（第Ⅰ類型）の代替としての外国人労働者の移動、ここに第Ⅳ類型の本質がある。

V おわりに

本研究によって、外国人労働者全体の就業構造が明らかになり、日本への外国人労働者の移動がいかなる要因から生じているかを明確化することができた。日本への外国人労働者の移動と中小企業主導のもとでの労働力調達の国際化とは、コインの裏表の関係にある。また国際労働市場の形成過程において、職業紹介諸組織が重要な役割を果たしているということも再度ここに記しておきたい。

残された課題も多い。最も大きな課題としては、第Ⅰ類型、第Ⅱ類型、第Ⅲ類型それぞれの相対的独自の論理を明確化できなかったために、類型間の関係、および時間的継起の関係としての転換の論理に十分に踏み込むことができなかった。産業立地体系と地域的循環の総体としての地域構造を塗り替えていく契機が、資本と労働力との結合プロセスそのもののなかに組み込まれている、という点を確認したにすぎない。今後の課題としたい。

謝 辞

本稿の作成にあたっては、矢田俊文九州大学大学院経済学研究院教授にご指導をうけた。特に、論文の方向性に関して迷っていた時にいただいた、いくつもの重要な指摘は本稿の中心部分に反映されている。また矢田ゼミナール、NYゼミ、社会政策学会九州部会に参加されている皆様からいただいた数々の重要な指摘、叱咤激励がなければ、到底この論文はなりえなかった。

実証研究においては、国際研修協力機構の轟氏、稲田氏をはじめ労働省職業安定局外国人雇用対策課指導係長の中山氏、東京日系人雇用サービスセンターの柿澤氏、東京外国人雇用サービスセンターの本間氏、諸企業の方々、その他多くの方のご指導、ご協力をいただいた。

本稿は、これら本当に多くの方からのご指導そして叱咤激励にささえられている。ここに記して心から感謝の意を表したい。

参 考 文 献

- 石井由香「日本の華人系マレーシア人非合法滞在者一面接調査を通じて」（所収 佐藤誠・フィールディング、A.J. 『移動と定住一日欧比較の国際労働移動』同文館、1998年）。
- 上野公共職業安定所『日系人雇用サービスセンター業務概要』1991年～1997年版。

- 大川健嗣「出稼ぎ多発の農村構造の形成と展開」『不安定就業と社会政策（社会政策学会年報 第24集）』御茶の水書房，1980年。
- カースルズ，S./ミラー，M. J.『国際移民の時代』（関根政美・関根薫訳），名古屋大学出版会，1996年。
- 加瀬和俊『集団就職の時代』青木書店，1997年。
- 菊池京子「日本の労働市場におけるアジア女性労働者問題」『日本における外国人労働者問題（社会政策学会年報 第38集）』御茶の水書房，1994年。
- 菊池利夫「京浜労働市場圏における労働力の需給構造とその動向予測」『人文地理』第15巻第6号，1963年。
- 財団法人 国際研修協力機構『JITCO YEAR BOOK データで見る外国人研修・技能実習』1997年。
- 財団法人 国際研修協力機構編『外国人研修・技能実習事業実施状況報告（JITCO白書）』各年版。
- 財団法人 国際研修協力機構資料（「技能実習制度の現状について（速報）」1998年）。
- 財団法人 国際研修協力機構パンフレット。
- Sassen, S. *The Mobility of Labor and Capital : A study in international investment and labor flow*, Cambridge : Cambridge University Press, 1988.
- （サッセン，S.『労働と資本の国際移動—世界都市と移民労働者—』（森田桐郎ほか訳）岩波書店，1992年）。
- 佐野哲『ワーカーの国際漂流—日系ブラジル人労働需給システム—』日本労働研究機構，1996年。
- 猿渡潔枝「新規高卒就職者の地域間移動—1965年から1994年の変化—」『経済論究（九州大学）』第98号，1997年。
- 塩沢美代子「日本企業のアジア第三世界進出と製造業女子労働者の実態」『日本の企業と外国人労働者（社会政策学会年報 第34集）』御茶の水書房，1990年。
- 島田晴雄『外国人労働者問題の解決策』東洋経済新報社，1993年。
- 出入国管理関係法令研究会編『ひと目でわかる外国人の入国・在留案内《六訂版》』日本加除出版，1998年。
- 末吉健治「最上地域における衣服工業の展開と農家の就業形態」『経済地理学年報』第37巻第1号，1991年。
- 鈴木洋太郎「日本電機産業のアジア立地についての一考察」『阪南論集（社会科学編）』第32巻第4号，1997年。
- 総務庁統計局『国勢調査報告』各年版。
- 総務庁統計局『住民基本台帳人口移動報告年報』1997年版。
- 田嶋淳子「日中間の人口移動と社会的ネットワークの形成」（所収 佐藤誠・フィールドィング，A.J.『移動と定住—日欧比較の国際労働移動』同文館，1998年）。
- 千葉立也「日本における外国人労働者をめぐる諸問題」『研究所報（法政大学日本統計研究所）』第20巻，1994年。
- 通商産業省資料（通商産業省環境立地局『工場立地動向調査結果集計表』関連資料，平成10年）。
- 通商産業省産業政策局国際企業課編『海外投資統計総覧（第5回）』1994年。
- 通商産業大臣官房調査統計部企業統計課・通商産業省産業政策局国際企業課編『我が国企業の海外事業活動』各年版。
- 友澤和夫「わが国周辺地域における『非自立的産業』の展開と地域労働市場の構造—熊本県天草地方を事例として—」『経済地理学年報』第35巻第3号，1989年。
- 内藤博夫「工業労働力の移動と集積」（所収 北村嘉行・矢田俊文編『日本工業の地域構造』大明堂，1977年）。
- 入管協会『在留外国人統計』各年版。
- 入管協会『出入国管理関係統計概要』1996年版。
- 農林水産省統計情報部『農家就業動向調査』各年版。
- 法務省入国管理局編『出入国管理（平成10年版）』大蔵省印刷局，1998年。
- 法務省入国管理局資料（「平成9年中における留学生等の日本企業への就職について」平成10年7月）。
- 法務省入国管理局資料（「平成6年における入管法違反事件について」平成7年6月）。
- 法務省入国管理局資料（「平成7年における入管法違反事件について」平成8年6月）。
- 法務省入国管理局資料（「平成9年における入管法違反事件について」平成10年6月）。
- 法務省入国管理局資料（「本邦における不法残留者の数について」平成7年～10年）。
- 町村敬志『「世界都市」東京の構造転換』東京大学出版会，1994年。
- 森田桐郎「総論—資本主義の世界的展開と国際労働力移動」（所収 森田桐郎編『国際労働力移動』東京大学出版会，1987年）。

- 森田桐郎「日本における外国人労働者—最近の実態と問題」(所収 森田桐郎編『国際労働移動と外国人労働者』同文館, 1994年a).
- 森田桐郎「現代の国際労働移動」『日本における外国人労働者問題(社会政策学会年報 第38集)』御茶の水書房, 1994年b.
- 森田桐郎『世界経済論の構図』有斐閣, 1997年.
- 山本健兒『国際労働力移動の空間』古今書院, 1995年a.
- 山本健兒「国際労働力移動の理論と実態(1), (2)」『大原社会問題研究所雑誌』第435・436号, 1995年b.
- 吉田道代「近年の大都市周辺地域における外国人労働者雇用の展開と実態—岐阜県可茂地域の製造業を事例として—」『経済地理学年報』第38巻第4号, 1992年.
- 労働省編『雇用対策基本計画(第8次)』大蔵省印刷局, 1996年.
- 労働省職業安定局編『労働力不足時代への対応』大蔵省印刷局, 1991年.
- 労働省職業安定局編『外国人労働者受け入れの現状と社会的費用』労務行政研究所, 1992年.
- 労働省職業安定局編『外国人雇用対策の現状』労務行政研究所, 1995年.
- 労働省職業安定局編『外国人労働者の就労・雇用ニーズの現状』労務行政研究所, 1997年.
- 労働省職業安定局『労働市場年報』各年度版.
- 労働省職業安定局外国人雇用対策課編『外国人雇用Q&A』労務行政研究所, 1998年.
- 労働省職業安定局外国人雇用対策課資料(「外国人雇用状況報告の結果について」平成5年~12年).
- 労働省職業安定局外国人雇用対策課資料(「外国人労働者の現状と対策」平成10年).
- 厚生労働省職業安定局外国人雇用対策課資料(「就労する外国人の推移」平成12年).
- 労働省職業安定局農山村雇用対策室『出稼ぎ労働者雇用実態調査結果報告書』1996年a.
- 労働省職業安定局農山村雇用対策室『出稼ぎ労働者就労実態調査結果報告書』1996年b.